

鹿児島県教育振興基本計画

夢や希望を実現し

ともに未来を創る鹿児島の人づくり

～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～



令和6年2月

鹿児島県教育委員会

< 目次 >

はじめに

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の基本的な考え方 | 2 |
| 第2章 本県教育を取り巻く環境 | |
| 1 これまでの取組の成果 | 3 |
| 2 社会状況 | |
| (1) 人口減少や少子高齢化の進行 | 4 |
| (2) デジタル化の進展 | 5 |
| (3) グローバル化の進展 | 6 |
| (4) 子供の貧困など社会経済的課題 | 7 |
| (5) 地球規模での環境問題 | 8 |
| (6) 価値観やライフスタイルの多様化 | 9 |
| (7) 地域課題の多様化・複雑化 | 10 |
| (8) SDGsの推進 | 11 |
| 3 本県の子供たちを取り巻く現状と課題 | |
| (1) 児童生徒数の減少・学校規模 | 12 |
| (2) 学力 | 16 |
| (3) 高校生の卒業後の進路 | 19 |
| (4) いじめ、不登校 | 20 |
| (5) 規範意識 | 22 |
| (6) 基本的生活習慣 | 22 |
| (7) 特別支援教育 | 24 |
| (8) キャリア教育 | 26 |
| (9) 健康教育 | 26 |
| (10) 安全・安心な教育環境の整備 | 29 |
| (11) 家庭・地域の教育力 | 31 |
| (12) 子供たちの文化活動 | 32 |
| 第3章 基本目標 | 34 |
| 第4章 今後5年間に取り組む施策 | |
| 1 本県教育の取組における視点 | 38 |
| 2 本県教育施策の方向性 | 40 |
| [基本目標と施策の関連図] | 42 |
| 3 具体的施策の展開 | 43 |
| I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 | |
| ① 道徳教育の充実 | 44 |
| ② 生徒指導の充実 | 46 |
| ③ 人権教育の充実 | 48 |
| ④ 体験活動の充実 | 49 |
| ⑤ 子供の読書活動の推進 | 50 |
| ⑥ 文化芸術活動の推進 | 52 |
| ⑦ 食育の推進 | 53 |
| ⑧ 体力・運動能力の向上 | 54 |
| ⑨ 健康教育の充実 | 55 |
| [計画期間における数値目標] | 56 |

| | |
|---|-----|
| II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進 | |
| ① 確かな学力の育成 | 58 |
| ② 特別支援教育の推進 | 60 |
| ③ キャリア教育の推進 | 62 |
| ④ 産業教育の推進 | 63 |
| ⑤ 幼児教育の充実 | 64 |
| ⑥ 郷土教育の推進 | 65 |
| ⑦ 教育の情報化の推進 | 67 |
| ⑧ 国際理解教育の充実 | 69 |
| ⑨ 消費者教育の充実 | 70 |
| ⑩ 主権者教育の充実 | 71 |
| ⑪ 社会の変化に対応した教育の推進 | |
| (ア) 環境教育 | 72 |
| (イ) 福祉教育・ボランティア活動 | 73 |
| 〔計画期間における数値目標〕 | 74 |
| III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進 | |
| ① 開かれた学校づくり | 76 |
| ② 学校運営の充実 | 77 |
| ③ 学校における働き方改革の推進 | 78 |
| ④ 公立高等学校の活性化 | 79 |
| ⑤ へき地・小規模校教育の振興 | 80 |
| ⑥ 教職員の資質向上 | 81 |
| ⑦ 安全・安心な学校づくり | 82 |
| ⑧ 「学びのセーフティネット」の充実 | 83 |
| ⑨ 私立学校教育の振興 | 85 |
| ⑩ 魅力ある県立短期大学づくり | 86 |
| 〔計画期間における数値目標〕 | 87 |
| IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進 | |
| ① 地域を支える次世代の人づくり | 88 |
| ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり | 89 |
| ③ 家庭教育支援の充実 | 90 |
| 〔計画期間における数値目標〕 | 91 |
| V 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興 | |
| ① 生涯学習環境の充実 | 92 |
| ② 生涯スポーツの推進 | 93 |
| ③ 競技スポーツの推進 | 95 |
| ④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実 | 96 |
| ⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用 | 97 |
| ⑥ 文化財の保存・活用 | 98 |
| 〔計画期間における数値目標〕 | 100 |

第5章 計画の実現に向けて

| | |
|-----------------------|-----|
| 1 教育行政の着実な推進 | 101 |
| 2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働 | 101 |
| 3 関係部局・関係機関との連携・協力 | 102 |
| 4 市町村との連携・協力 | 102 |
| 5 国との連携・協力 | 102 |
| 6 ICTの効果的活用 | 102 |
| 7 計画の進捗状況の確認 | 103 |

はじめに

我が国では、社会の課題として少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の問題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化など、継続的に掲げられてきています。また、AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

教育に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。このような中、本県においては、確かな学力の定着、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実、県立高校の活性化、学校における働き方改革、教職員の確保と資質向上、AI、IoTなどの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など、取り組むべき課題が多くあります。

これまで県教育委員会では、本県の実情に応じた教育振興の施策についての基本的な計画として、平成21年2月に鹿児島県教育振興基本計画を、また、平成26年2月に第2期鹿児島県教育振興基本計画、平成31年2月に第3期鹿児島県教育振興基本計画を策定し、その計画に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めてきたところです。

国は、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請をとりいれていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。

本県においても、県の計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、国の新たな教育振興基本計画の内容を参酌し、かごしま未来創造ビジョン（改訂版）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえながら、ここに令和6年度からの第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、基本目標に「夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向けた今後5年間に取り組む施策として、5つの方向性に基づき39の施策を体系化しました。

今後、県教育委員会においては、この計画に基づき、市町村、学校、家庭、地域、企業やNPO法人等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めて参ります。

終わりに、この計画の策定に当たり貴重な御意見・御提言をいただきました「鹿児島県教育振興基本計画検討委員会」委員や県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年2月

鹿児島県教育委員会

本計画における学校等の表記について

小学校：小学校，義務教育学校の前期課程

中学校：中学校，義務教育学校の後期課程

小・中学校等：小学校，中学校，義務教育学校

小・中・高等学校：小学校，中学校，義務教育学校，高等学校

公立学校：公立の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，特別支援学校

公立幼稚園を含む場合：公立学校(幼稚園を含む)

私立学校：私立の幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

鹿児島県教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、「鹿児島県教育振興基本計画」を策定し、本県教育の目指す姿や育成を目指す人間像などを掲げ、その実現に向け取り組む施策について、総合的、体系的に位置づけて取組を進めてきました。

第1期計画（平成21年2月策定）では、10年後を見据えた教育の姿として、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ計画を推進し、その検証結果を踏まえて、第2期計画（平成26年2月策定）では、第1期計画に示された10年後を見据えた教育の姿に基づき、後半5年間に取り組むべき施策を体系化した計画として総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

第3期計画（平成31年2月策定）では、これまでの計画の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、基本目標に「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指して、計画を推進してきました。

国は、令和22年（2040年）以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来し、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために教育の果たす役割はますます大きくなっているという認識の下、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」を総括的な基本方針として掲げ、目指すべき社会像の中での教育の在り方を示すものとして、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定しました。

また、本県では、平成30年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を策定し、教育も含めた、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島を目指す姿や施策展開の基本方向などを示したところです。策定後、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化し、これらへの対応が重要になってきました。鹿児島現状を踏まえ、行政課題や挑戦すべきテーマを明確にし、今後の本県のあるべき姿や県政の進むべき基本的な方向性、戦略を示すため、令和4年3月にビジョンを改訂しました。

県教育委員会では、国の新たな教育振興基本計画を参酌し、かごしま未来創造ビジョン（改訂版）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえ、第4期となる鹿児島県教育振興基本計画を策定します。

1 ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、教育基本法第17条第2項に定める、本県の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画として、国の新たな教育振興基本計画を参酌し、かごしま未来創造ビジョン（改訂版）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえ、令和6年度以降の本県教育の目指すべき姿を示すとともに、その実現に向けて、令和6年度から令和10年度までの5年間に取り組むべき具体的な施策を体系化して示します。

計画の対象とする分野は、学校教育，社会教育，スポーツなどの教育委員会所管事項に関する事、私立学校に関する事、県立短期大学に関する事、文化・芸術に関する事などです。

第2章 本県教育を取り巻く環境

1 これまでの取組の成果

第3期計画（令和元年度～令和5年度）では、「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を基本目標に、5つの本県教育施策の方向性のもと、36の施策を体系化し取り組んできました。

その間、学校における業務改善アクションプランの推進や部活動指導員の学校への派遣、GIGAスクール構想による児童生徒の1人1台端末や高速大容量通信環境の整備、鹿児島南特別支援学校の開校などの取組を進めてきたところです。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育委員会の事務の点検・評価」を活用し、毎年度、教育に関し学識を有する方々の意見を聞くなどして施策ごとに評価を行い、その結果を議会に提出するとともにホームページで公表しています。

第3期計画に掲げた数値目標における令和5年9月時点で評価可能な36の数値目標のうち、生徒指導に関するアンケート調査の実施（年5回以上）や上野原縄文の森の年間利用者数など13項目については目標を達成しており、全国学力・学習状況調査における平均正答率や全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点など23項目については、目標を達成できませんでした。

こうした取組の成果や課題、以下の社会状況を踏まえて、第4期計画を策定する必要があります。

2 社会状況

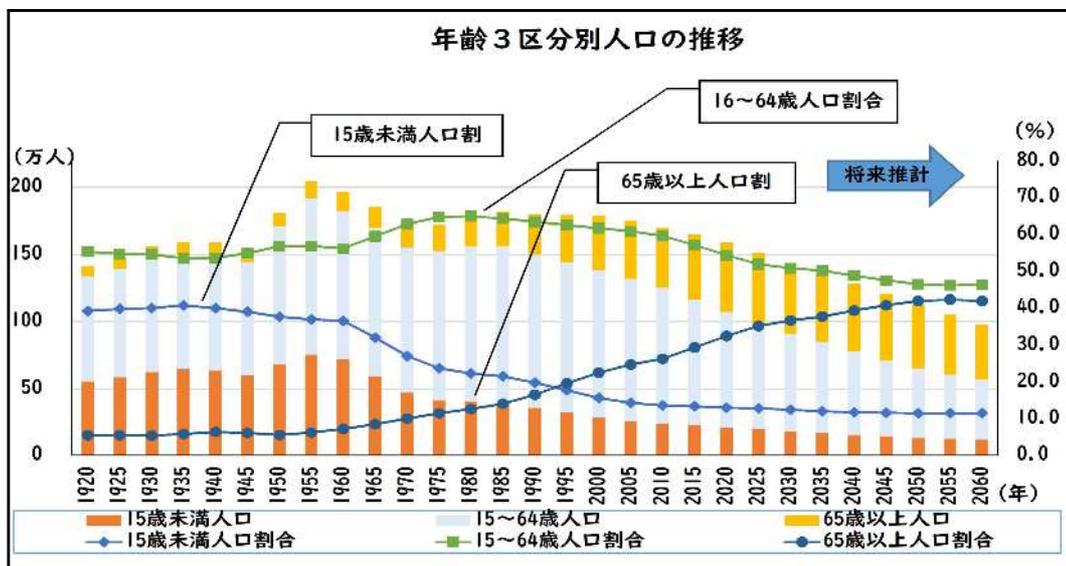
(1) 人口減少や少子高齢化の進行

本県の人口は、長期的な出生数の減少及び県外への転出者の影響により、平成2年（1990年）の約179.8万人から一貫して減少を続け、平成22年（2010年）には約170.6万人、令和2年（2020年）には約158.8万人となっています。更に今後も急速な人口減少が続き、30年後の令和32年（2050年）には、約46.3万人減少し、約112万5千人になると予想されています。

令和2年（2020年）に行われた国勢調査では、本県の15歳未満の人口は約20.7万人で、県人口の13.1%を占めていますが、令和32年（2050年）には約12.9万人となり、県人口に占める割合も11.5%と予測されています。

一方、65歳以上の人口の県人口に占める割合は、令和2年（2020年）の32.5%が令和32年（2050年）には42%になることが予想されています。

このような人口減少や少子高齢化の著しい進行により、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されることから、地域活力の維持・向上を図るため、各自治体は競って定住促進や企業誘致などの地方創生の取組を進めています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 ※令和27年（2045年）以降は、社人研推計に基づき、まち・ひと・しごと創生本部が推計

(2) デジタル化の進展

第4次産業革命ともいわれる、人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」といえるほど劇的に変わる「Society5.0」時代の到来が予測されています。

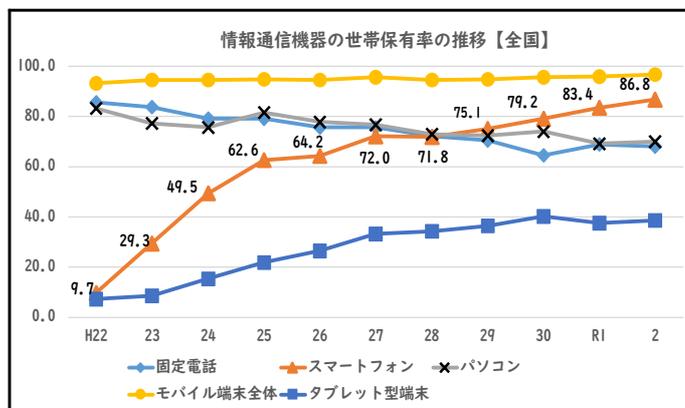
加えて、今後の我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボットなどの活用は経済社会水準維持のためにも不可欠になっていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらし、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)¹、メタバースの活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠です。

今の子供たちが活躍する頃の社会では、AIやロボット、IoTなどをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のものであると存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性が一層高まっていくこととなります。

一方で、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、これらを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態も生じています。

あらゆる世代において、情報活用能力(情報リテラシー)を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。



資料：総務省「通信利用動向調査」(2020)

1 デジタルトランスフォーメーション(DX)・・・デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること

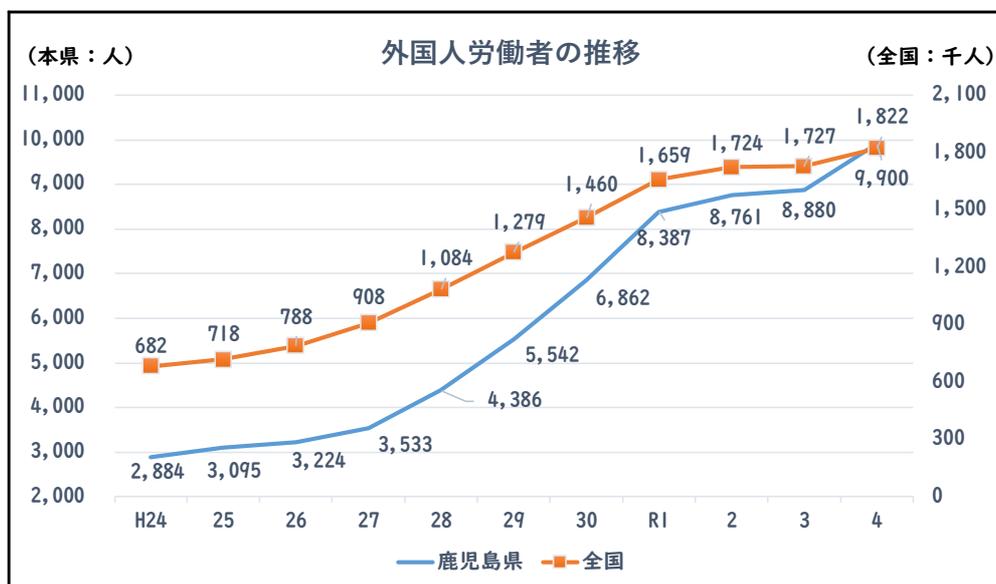
(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

世界経済は、保護主義の台頭、貿易上の紛争、特定の産品を特定国に依存するサプライチェーンにおける課題が明らかになっています。また、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きも広がりつつあります。

アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなるとみられています。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国境を越えた地域間・企業間の競争は一層激化することが懸念され、人材の流動化、人材獲得競争や、国内生産拠点の海外展開などに伴う国内産業の構造変化、海外需要の取り込みといった対応が求められるようになっていきます。



資料：鹿児島労働局「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

(4) 子供の貧困など社会経済的課題

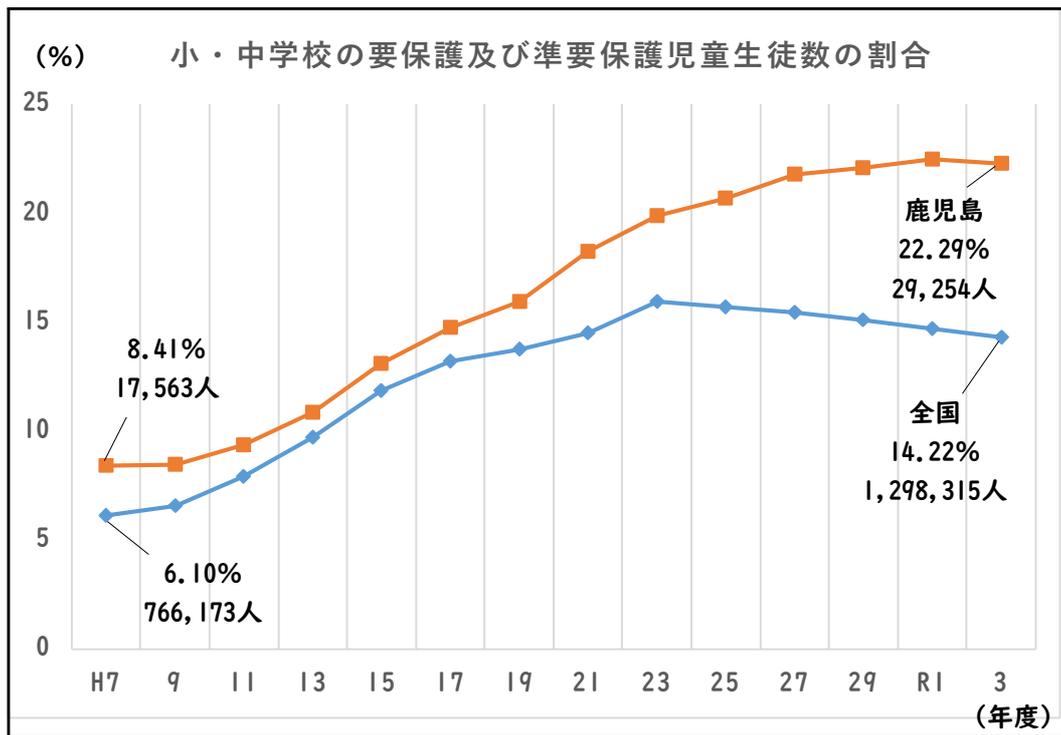
我が国の「子どもの貧困率¹」は、令和4年は11.5%となっています。

子供の貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっています。

専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子供の学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究もあります。

また、県が平成28年度に実施した「かごしま子ども調査」では、「経済的理由により子どもの学習意欲に応えられなかったことがある」、「経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある」といった割合が、低所得世帯ほど高い結果となっています。

子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、令和12年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。



資料：文部科学省

1 子どもの貧困率・・・17歳以下の子供の全体に占める、等価可処分所得が中央値の1/2に満たない子供の割合

(5) 地球規模での環境問題

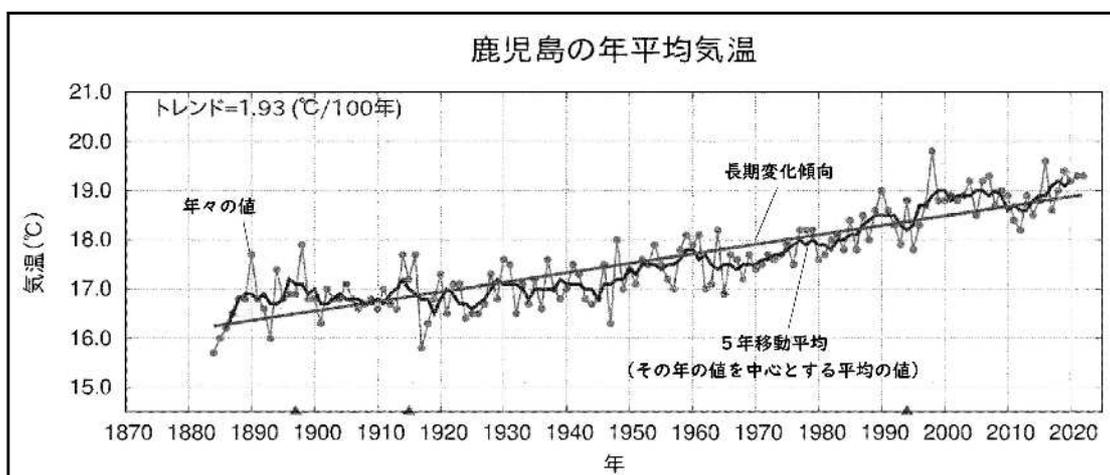
世界規模での人口増加，経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は，エネルギー消費量の増大による地球温暖化，オゾン層の破壊，生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

中でも，気候変動問題は，近年の平均気温の上昇，大雨の頻度の増加により，農作物の品質の低下，災害の増加，熱中症のリスクの増加など，気候変動及びその影響が全国各地で現れており，人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

このような気候変動の社会経済活動への影響が生じている中，平成27年のパリ協定をはじめ，温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大し，令和2年10月，我が国は「2050年カーボンニュートラル¹」を宣言しました。脱炭素社会の実現を目指し，積極的に地球温暖化対策を行うことが，産業構造や経済社会の変革をもたらし，大きな経済成長につながるという発想により，経済と環境の好循環を作りだしていくことが重要です。

また，資源・エネルギーや食糧需要の増大，廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており，持続可能な形で資源を利用する「循環経済²」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

このような，様々な環境問題への対処には，「脱炭素社会への移行」，「循環経済への移行」，「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させ，持続可能な社会への再設計を進めていくことが不可欠となります。



資料：福岡管区気象台「九州・山口県の気候変動監視レポート」(2022)

-
- 1 カーボンニュートラル・・・二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から，植林，森林管理などによる吸収量を差し引いて，合計を実質的にゼロにすること。
- 2 循環経済・・・従来の3R（リデュース，リユース，リサイクル）の取組に加え，資源投入量・消費量を抑えつつ，ストックを有効活用しながら，サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり，資源・製品の価値の最大化，資源消費の最小化，廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、戦後の急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、家族・親族、地域、勤め先といった関係性が希薄化し、社会的孤立をはじめとした様々な社会問題として指摘されています。

さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中で、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

一方、本県は、子供や高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っていると同時に、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組むNPO法人数は、人口当たり全国4位と高い水準にあります。

持続可能な地域社会を形成するためには、こうした本県の特性を生かし、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

| 順位 | 都道府県 | 人口10万人当たり NPO法人数 |
|---------|------|---------------------|
| 1 | 東京都 | 65.04 |
| 2 | 山梨県 | 59.01 |
| 3 | 鳥取県 | 54.75 |
| 4 | 鹿児島県 | 54.15 |
| 5 | 京都府 | 52.21 |
| 全都道府県平均 | | 40.32 |

資料：鹿児島県男女共同参画局（2021）

(7) 地域課題の多様化・複雑化

令和22年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラの増加や支え手・担い手の減少など、地域社会においては、今後、様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は、多様化・複雑化していくことが想定されています。

さらに、従来からの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が対処すべき課題はより複合的なものになっています。

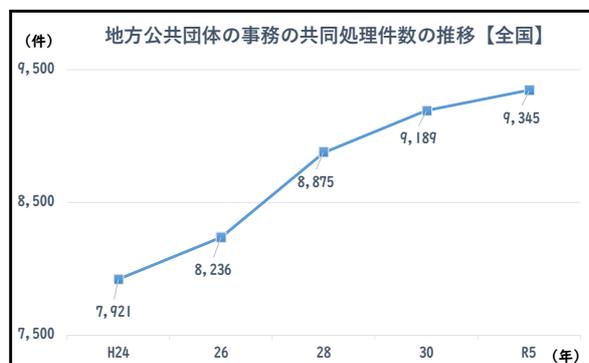
感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを、地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくなど、地域の魅力を高め、人をひきつける地域づくりに取り組むこと、そしてその地域が魅力をしっかりと発信していくことが重要となります。

地域社会においては、行政だけでなく、地域コミュニティやNPO、企業等の多様な主体によって、地域に必要なサービスの提供や地域の課題解決に向けた取組を行うことが必要であり、これらの多様な主体の協働によるプラットフォームの構築が求められています。

行政においては、地域で住民が快適で安心して暮らしを営んでいくことができるようにし、技術やデータを活用して安全性や利便性を高める都市・地域のスマート社会化の実現に向けて積極的に挑戦を行っていくためにも、市町村が、地域社会を支える多様な主体や他の市町村・県との連携といった、組織や地域の枠を超えた連携を進めることが重要となってきます。

県内市町村においては、これまでもごみ処理や消防救急など様々な分野において一部事務組合を設置するなどして、事務の共同処理を行っていますが、小規模の市町村を中心に事務の共同処理の仕組みなどを活用した地方公共団体間の広域連携による行政サービスの提供を一層進めていく必要があります。

各地域が地域の将来について、特色や状況を十分に把握し、最も適した取組の方向性を模索することが必要となります。また、隣接する地域との積極的な連携を図ることにより、それぞれの地域が抱える弱点を補完し合い、強みの相乗効果を発揮することも重要となります。



資料：総務省「地方公共団体の事務の共同処理の状況調」（2023）

(8) SDGsの推進

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において全会一致で採択された、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsを実現するためには、地方自治体及びその地域で活動する多様な主体による積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透を図ることが期待されています。

新型コロナウイルス感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容を踏まえた政策を検討していく今こそSDGsは一層重要となっています。

地方自治体においても、様々な地域資源を活用し、多様で独自のSDGsの実現に向けた取組を推進をすることが期待されています。



3 本県の子供たちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少・学校規模

本県の児童生徒数は減少を続けており、この傾向は当面の間継続します。

法令上、学校規模の標準は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、本県の1学校当たりの学級数は、児童生徒の減少傾向や離島・へき地にある学校が多いことから、令和5年度において、12学級を下回る小学校が全体の約72%、中学校が約71%を占めるなど小規模の学校が多くなっています。さらに、複式学級の割合も全国平均を大きく上回っており、1学級当たりの児童生徒数は、全国平均を下回っている状況です。

小規模校では、一人一人の状況が把握しやすく、きめ細やかな指導ができるなどの少人数を生かした指導が行えるなどの利点があるものの、社会性の涵養、多様な考えに触れる機会が少ない、クラス替えができない、切磋琢磨する教育活動ができない、教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるなどの指摘もなされています。

一方で、小規模校においては、少人数指導によるきめ細やかな教育や特色のある教育活動を生かし、山村留学制度を充実させることによって学校や地域の活性化を図っており、令和5年度は、65校の学校が受け入れを行っています。

公立小中学校の統廃合は、設置者である市町村が主体的に行うものであり、その検討は、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、地域の実情に応じて、住民の理解と協力を得ながら進められる必要があると考えています。また、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校については、平成29年度に2校開校し、令和5年度までに10校となっています。

国は、公立小・中学校の設置者である市町村が、学校統合の適否または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や都道府県教委が市町村に助言等を行う際の留意点をまとめた手引を、平成27年1月に策定・公表しました。

各市町村においては、この手引を主体的な検討の参考資料として活用し、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われていると考えています。

また、公立高校については、大幅な生徒減少が進む中、高校教育の専門性や教育水準の維持向上を図るために、平成16年度から22年度にわたり、9地域、19校を再編整備し、18校を廃止し、8校を新設しました。平成23年度には、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会を設置し、高校教育の充実・振興に地域振興という新たな視点を加えた検討を行い、そのとりまとめを受け、5校の廃止を決定し、平成26年4月に曾於高校、平成27年4月に楠集中高一貫教育校を開校しました。

この結果、平成16年度に81校あった公立高等学校は現在68校となっています。

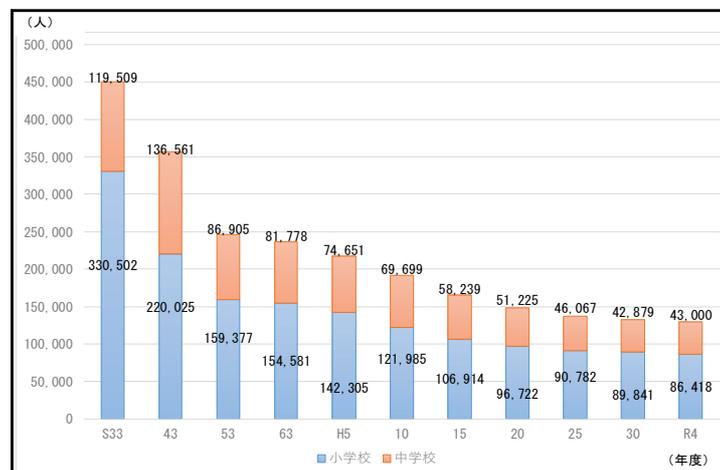
また、1学年2～3学級規模の小規模校の割合は公立高校全体の5割にまで増えており、少子化等の影響など様々な要因により、特に通学手段の限られる中山間地域や離島等の学校で、小規模化が進んでいます。

さらに、今後9年間で、中学校卒業予定者数が約1,500人減少することが予想されています。

このような学校では、近年、地域振興の核としての役割を期待される中、教職員数や学校施設などの教育資源に限りがあり、生徒の多様なニーズの全てに、一つの学校で対応することは難しくなっています。

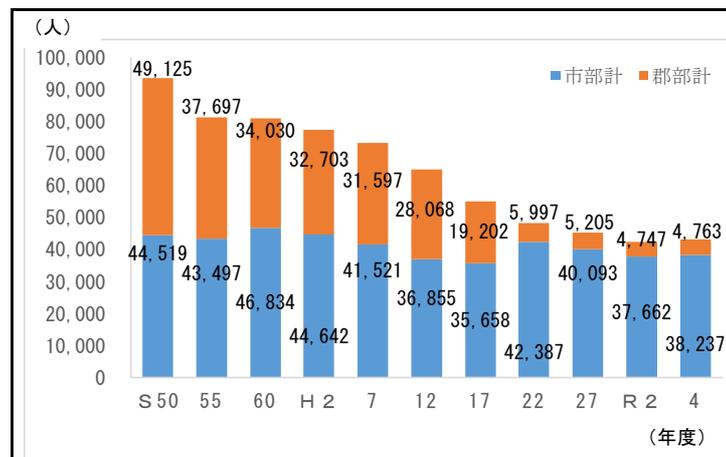
再編整備に当たっては、各学校や地域の実情がそれぞれ異なることから、画一的に対応するのではなく、地域の実情を考慮しながら、地元と十分協議し、個別に検討していく必要があります。

児童生徒数推移



資料：鹿児島県教育委員会「令和4年度教育行政基礎資料」

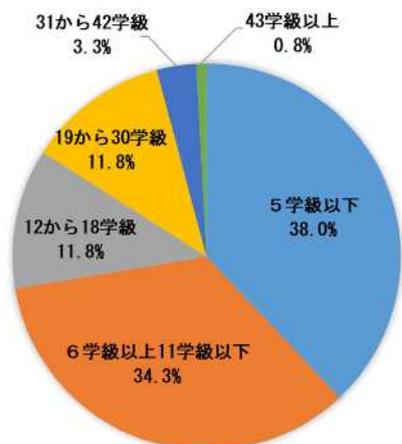
地区別生徒数の推移（公立中学校）



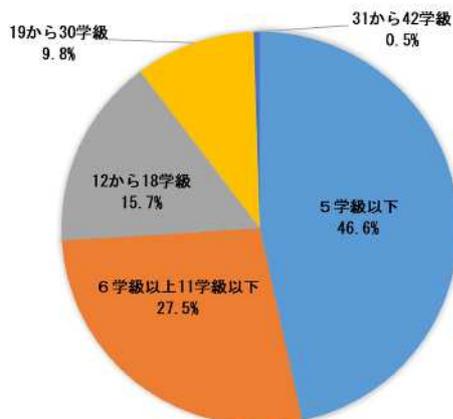
資料：鹿児島県教育委員会「令和4年度教育行政基礎資料」

学校規模別にみた学校数（公立小・中学校）

【小学校】



【中学校】



資料：鹿児島県教育委員会「令和4年度教育行政基礎資料」

中学校卒業予定者の推移

| | R5.3 卒業生 | R6.3 中3 | R7.3 中2 | R8.3 中1 | R9.3 小6 | R10.3 小5 | R11.3 小4 | R12.3 小3 | R13.3 小2 | R14.3 小1 |
|---------|-------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 県全体 | 15,171 | 15,377 | 15,182 | 15,283 | 15,165 | 14,920 | 14,508 | 14,389 | 14,173 | 13,674 |
| 対前年度増減 | 44 | 206 | -195 | 101 | -118 | -245 | -412 | -119 | -216 | -499 |
| 対R5.3増減 | — | 206 | 11 | 112 | -6 | -251 | -663 | -782 | -998 | -1,497 |

※令和6年度以降は、令和5年5月1日現在の小・中学校在籍者

資料：文部科学省「令和5年度学校基本統計速報」

国公立小学校における1学校当たりの児童数等の推移

〔各年5月1日現在：単位（人）〕

| 年次 | 1学校当たりの児童数 | | | 1学級当たりの児童数 | | | 教員1人当たりの児童数 | | |
|----|------------|------|-------|------------|------|------|-------------|------|------|
| | 順位 | 都道府県 | 児童数 | 順位 | 都道府県 | 児童数 | 順位 | 都道府県 | 児童数 |
| 2 | 1 | 高知 | 140.0 | 1 | 高知 | 16.3 | 1 | 鳥根 | 10.7 |
| | 2 | 島根 | 169.6 | 2 | 島根 | 17.0 | 2 | 高知 | 10.8 |
| | 3 | 鹿児島 | 177.0 | 3 | 徳島 | 17.9 | 3 | 徳島 | 11.4 |
| | 4 | 和歌山 | 179.4 | 4 | 鹿児島 | 18.2 | 4 | 和歌山 | 11.4 |
| | 5 | 徳島 | 182.5 | 5 | 岩手 | 18.6 | 5 | 鳥取 | 11.7 |
| | | 全国 | 322.7 | 全国 | 23.1 | 全国 | 11.9 | 鹿児島 | 11.9 |
| 3 | 1 | 高知 | 138.8 | 1 | 高知 | 16.4 | 1 | 高知 | 10.6 |
| | 2 | 島根 | 168.3 | 2 | 島根 | 17.1 | 2 | 島根 | 10.7 |
| | 3 | 和歌山 | 176.8 | 3 | 徳島 | 17.7 | 3 | 和歌山 | 11.2 |
| | 4 | 鹿児島 | 178.0 | 4 | 鹿児島 | 17.9 | 4 | 徳島 | 11.4 |
| | 5 | 徳島 | 182.8 | 5 | 鳥取 | 18.4 | 5 | 鳥取 | 11.6 |
| | | 全国 | 321.9 | 全国 | 22.8 | 全国 | 11.8 | 鹿児島 | 11.8 |
| 4 | 1 | 高知 | 138.0 | 1 | 高知 | 16.3 | 1 | 高知 | 10.7 |
| | 2 | 島根 | 167.0 | 2 | 島根 | 17.0 | 2 | 徳島 | 10.8 |
| | 3 | 和歌山 | 175.0 | 3 | 徳島 | 17.4 | 3 | 和歌山 | 10.9 |
| | 4 | 鹿児島 | 176.7 | 4 | 鹿児島 | 17.5 | 4 | 鳥取 | 11.2 |
| | 5 | 徳島 | 180.9 | 5 | 和歌山 | 18.2 | 5 | 鹿児島 | 11.6 |
| | | 全国 | 321.0 | 全国 | 22.4 | 全国 | 14.5 | | |

資料：「教育行政基礎資料」学校基本調査に基づく数値により算出

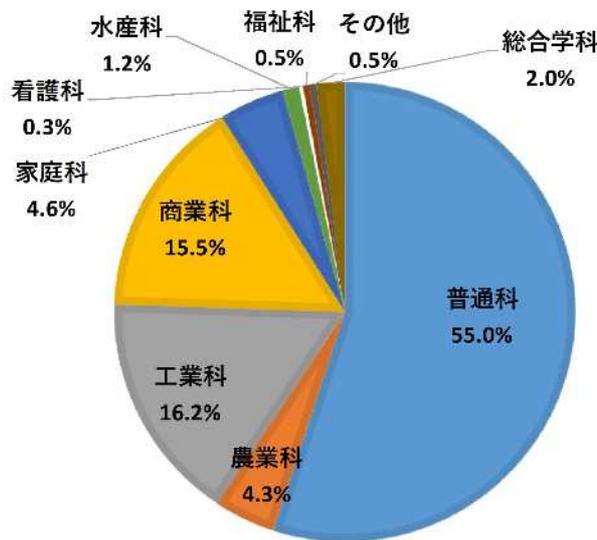
国公立中学校における1学校当たりの生徒数等の推移

(各年5月1日現在：単位：人)

| 年 | 1学校当たりの生徒数 | | | 1学級当たりの生徒数 | | | 教員1人当たりの生徒数 | | |
|---|------------|------|-------|------------|------|------|-------------|------|------|
| | 順位 | 都道府県 | 生徒数 | 順位 | 都道府県 | 生徒数 | 順位 | 都道府県 | 生徒数 |
| 2 | 1 | 高知 | 132.8 | 1 | 島根 | 21.1 | 1 | 高知 | 8.2 |
| | 2 | 島根 | 176.5 | 2 | 徳島 | 21.9 | 2 | 島根 | 9.2 |
| | 3 | 和歌山 | 184.6 | 3 | 秋田 | 22.7 | 3 | 徳島 | 10.0 |
| | 4 | 長崎 | 189.8 | 4 | 高知 | 22.8 | 4 | 青森 | 10.1 |
| | 5 | 岩手 | 196.1 | 5 | 岩手 | 23.1 | 5 | 秋田 | 10.2 |
| | 9 | 鹿児島 | 198.7 | 19 | 鹿児島 | 26.0 | 9 | 鹿児島 | 10.6 |
| | 全国 | | 316.6 | 全国 | | 27.2 | 全国 | | 13.0 |
| 3 | 1 | 高知 | 133.8 | 1 | 高知 | 20.6 | 1 | 高知 | 8.4 |
| | 2 | 島根 | 179.4 | 2 | 徳島 | 21.0 | 2 | 島根 | 9.3 |
| | 3 | 和歌山 | 185.0 | 3 | 島根 | 21.3 | 3 | 徳島 | 10.0 |
| | 4 | 青森 | 190.7 | 4 | 鳥取 | 22.0 | 4 | 青森 | 10.1 |
| | 5 | 長崎 | 192.4 | 5 | 秋田 | 22.2 | 5 | 秋田 | 10.1 |
| | 9 | 鹿児島 | 203.1 | 19 | 鹿児島 | 24.5 | 8 | 鹿児島 | 10.6 |
| | 全国 | | 320.5 | 全国 | | 26.9 | 全国 | | 13.0 |
| 4 | 1 | 高知 | 132.9 | 1 | 高知 | 20.4 | 1 | 高知 | 8.4 |
| | 2 | 島根 | 177.0 | 2 | 徳島 | 20.9 | 2 | 島根 | 9.3 |
| | 3 | 和歌山 | 184.5 | 3 | 島根 | 21.0 | 3 | 青森 | 9.9 |
| | 4 | 青森 | 186.2 | 4 | 鳥取 | 21.8 | 4 | 秋田 | 9.9 |
| | 5 | 長崎 | 192.3 | 5 | 秋田 | 21.8 | 5 | 徳島 | 10.0 |
| | 9 | 鹿児島 | 203.6 | 19 | 鹿児島 | 24.2 | 8 | 鹿児島 | 10.6 |
| | 全国 | | 320.1 | 全国 | | 26.7 | 全国 | | 13.0 |

資料：「教育行政基礎資料」学校基本調査に基づく数値により算出

全日制学科別生徒数の割合



学科別生徒数

全日制 (26,293人)

令和5年入学式当日現在

| 普通科 | 農業科 | 工業科 | 商業科 | 家庭科 | 水産科 | 看護科 | 福祉科 | その他 | 総合学科 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|------|
| 14,472 | 1,134 | 4,254 | 4,083 | 1,203 | 307 | 71 | 127 | 127 | 515 |

(注) 普通科には理数科、文理科、情報科学科、文理科学科、体育科、スポーツ健康科、音楽科、美術科を含む。その他は生活情報科。

定時制 (124人)

| 普通科 | 商業科 |
|-----|-----|
| 65 | 59 |

資料：鹿児島県教育委員会「在籍数調査」

(2) 学力

本県の公立小中学生の学力については、国が実施した令和5年度「全国学力・学習状況調査」(以下、「学力等調査」という。)の結果において、実施した5教科中3教科が全国平均と同等の結果となり、やや下回っている教科についても全国との差が縮まってきていることから、全体としてみれば、着実に学力が定着してきている状況です。

今後とも、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けさせることに加え、主体的に学習に取り組む態度を育成することが必要です。

児童生徒の学力向上には、「主体的・対話的で深い学び」が求められています。そのためには、教員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、自ら学ぶ「学習者主体の授業」への転換などに取り組んでいるところです。

同調査の「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」の項目では、小学校28.1%、中学校28.0%、「授業がよく分かる」の項目では、小学校国語で39.4%、小学校算数で44.8%、中学校国語で26.7%、中学校数学で33.8%、中学校英語で25.2%が「当てはまる」と回答するなど、低い結果となっていることから、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、課題があります。

多くの児童生徒は、社会参画に対する関心・意欲やボランティアへの意識が高く、人の役に立ちたいという強い思いをもって将来の夢や目標を描き、前向きに取り組んでいます。このような本県の児童生徒の良さを認めるとともに、学力向上については、学習指導要領に示されている資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することが肝要です。子供は本来有能な学び手であるという原点に立ち返り、「学習者主体の授業」への取組を進めることが重要です。

高校においては、生徒の将来の夢や進路希望を実現するため、それぞれの学校で、進学や就職に対応できる学力の向上が求められています。

なお、国は、社会構造が急速にかつ大きく変革する中であって、多様な人々と協力しながら主体性を持って人生を切り拓いていく力が重要であり、こうした資質・能力を育むことができるよう、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三位一体の改革を目指す、高大接続改革を行っています。

この改革では、十分な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度という、いわゆる学力の三要素を特に重視して育成することとされています。

そのために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが求められています。

全国学力・学習状況調査の結果概要

(1) 小学校平均正答数・平均正答率

| 小学校 第6学年 | 令和5年度 | 国語 | | 算数 | |
|-------------|-------|------------------|--------------------|------------------|---------------------|
| | | 鹿児島県 | 全国 | 鹿児島県 | 全国 |
| | | 9.4/14問 (67%) | 9.4/14問 (67.2%) | 9.8/16問 (61%) | 10.0/16問 (62.5%) |

(2) 中学校平均正答数・平均正答率

| 中学校 第3学年 | 令和5年度 | 国語 | | 数学 | | 英語 | |
|-------------|-------|-------------------|---------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|
| | | 鹿児島県 | 全国 | 鹿児島県 | 全国 | 鹿児島県 | 全国 |
| | | 10.5/15問 (70%) | 10.5/15問 (69.8%) | 7.2/15問 (48%) | 7.6/15問 (51.0%) | 7.2/17問 (42%) | 7.7/17問 (45.6%) |

※ 全国平均正答率は、小数第二位を四捨五入した値で公表されているが、県平均正答率は、平成28年度から整数値（小数第一位を四捨五入）で公表されている（全国共通）。
 ※ 全国平均正答数・平均正答率は、公立学校の結果を掲載している。

全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果概要

- 本県が全国平均を上回る質問項目
- 本県、全国の数値は、自信をもって（「1. している。」「1. 当てはまる。」など）回答している児童生徒の割合を示してある。

【小学校】

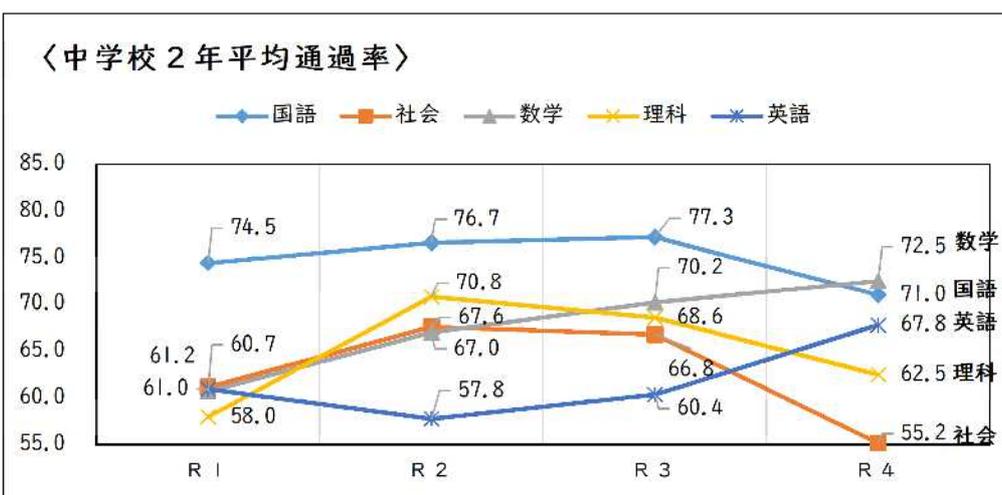
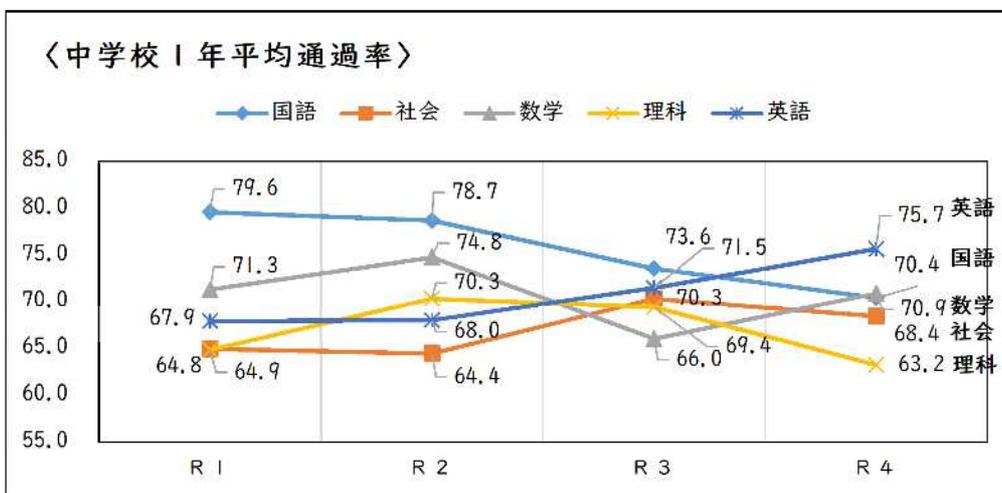
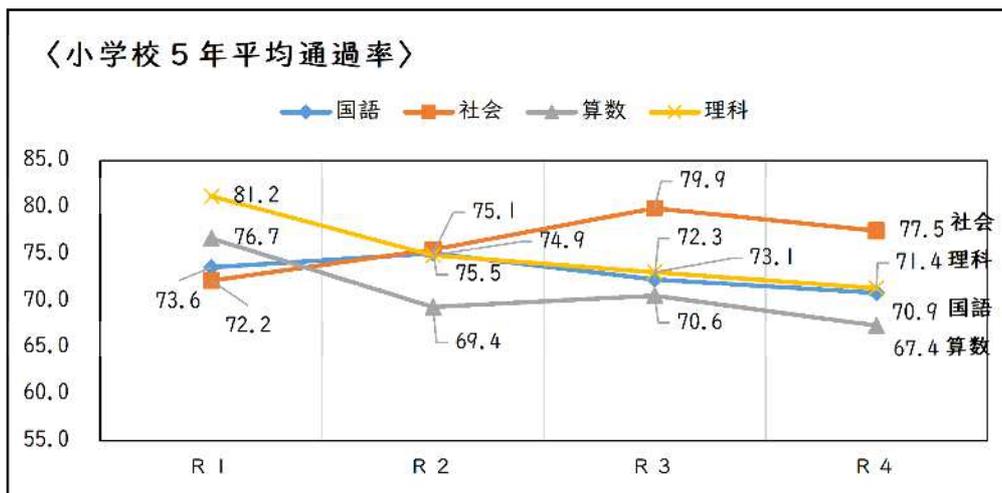
| 質問事項 | 県平均 | 全国平均 | 全国との差 |
|--|------|------|-------|
| 1 将来の夢や目標を持っていますか | 66.0 | 60.8 | 5.2 |
| 2 今住んでいる地域の行事に参加していますか | 29.4 | 24.3 | 5.1 |
| 3 5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか【ほぼ毎日】 | 32.9 | 28.2 | 4.7 |
| 4 あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか（雑誌、新聞、教科書は除く） | 16.5 | 12.9 | 3.6 |
| 5 学校に行くのは楽しいと思いますか | 53.1 | 49.8 | 3.3 |

【中学校】

| 質問事項 | 県平均 | 全国平均 | 全国との差 |
|---|------|------|-------|
| 1 あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか（一般の雑誌、新聞、教科書は除く） | 19.5 | 15.2 | 4.3 |
| 2 数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか | 42.7 | 38.8 | 3.9 |
| 3 朝食を毎日食べていますか | 82.3 | 78.6 | 3.7 |
| 4 読書は好きですか | 38.9 | 35.2 | 3.7 |
| 5 毎日、同じくらいの時刻に起きていますか | 58.3 | 54.8 | 3.5 |

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

鹿児島学習定着度調査



資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島学習定着度調査」

(3) 高校生の卒業後の進路

本県の高校生の卒業後の進路は、令和4年3月の卒業生（公立私立高卒者の合計。以下同じ。）で見ると、大学等への進学46.5%（全国59.5%）、専修学校（専門）への進学21.8%（全国16.8%）、就職23.2%（全国14.7%）となっています。

全国と比べて大学等への進学の割合が少なく、一方で、就職や専修学校等への進学の割合が多くなっており、この傾向は平成26年度と比較しても大きな変化は見られません。

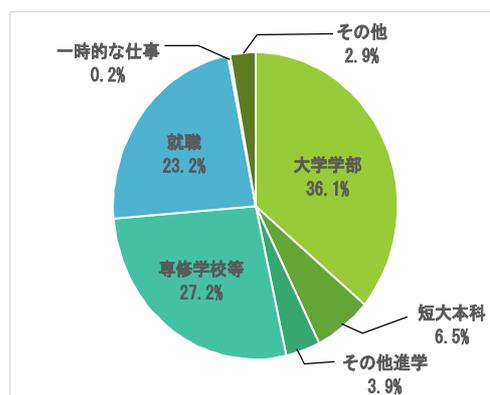
この背景には、本県の高等学校がその沿革から地域産業との結びつきが強く、現在でも専門学科に在籍する生徒の割合が49.2%（全国21.1%）と多いという本県の特徴があるものと考えられます。

大学等への進学の内訳を見ると、短期大学進学者の割合は減少し、4年制大学進学者は、平成25年3月の70.7%から令和4年3月の77.7%に増えています。

大学進学については、国公立大学と私立大学の比率及び県内と県外の比率ともに、概ね4：6で推移しています。令和4年3月卒業生の国公立大学進学者は大学進学者の38.9%に当たる1,937人で、このうち42.9%が県内の国立大学へ進学しています。進学先の選定には、学力だけでなく、保護者の志向の変化や社会状況、経済状況等の様々な要因が関係しており、生徒一人一人に応じた将来の可能性を拓く指導の在り方が求められています。

就職状況は、県内外とも求人数が増加傾向にあり、就職内定率を見ると、平成26年3月の98.9%から令和5年3月には99.5%と上昇しており、高水準を維持しています。引き続き、生徒が自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実を図るとともに、産業・経済社会の状況や事業所等の実情等、職業の選択・決定に関する情報を十分に伝えることで、適切な職業選択ができるよう指導に努めることが求められています。

高等学校卒業後の進路状況



（令和4年3月 全日制・定時制計）

大学等進学率：46.5%（全国59.5%）

大学等進学者のうち4年制大学進学率：77.7%（全国92.8%）

就職率：23.2%（全国14.7%）

就職者のうち県外就職率：35.5%（全国17.5%）

資料：文部科学省「令和4年度学校基本統計」

(4) いじめ、不登校

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。

生徒指導上の課題が深刻になる中、子供たちの命を守ることが重要であり、全ての子供たちにとって、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう、学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。

また、様々な課題を抱える児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を含めた校内相談体制に加え、関係機関等と連携した支援を行うことが重要です。

本県公立学校における不登校については、令和4年度問題行動・不登校等調査（以下、「不登校等調査」という。）では、4,507人となっています。

不登校の要因は一様ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関することなどが複雑に関連しているとされており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要であると考えています。

不登校児童生徒に対しては、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭や関係機関等と連携した継続的な支援を行う必要があります。

いじめについては、「不登校等調査」によると、本県公立学校のいじめの認知件数は10,820件となっており、年々増加傾向にあります。

また、本県公立学校のいじめ重大事態の発生件数は5件となっており、引き続き、喫緊の課題であると考えています。

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題ととらえ、今後とも全ての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、「一件でも多く発見し、それらを解消する。」という基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

併せて、学校においては、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められます。

自殺については、「不登校等調査」によると、本県の自殺した児童生徒数は10人となっており、「SOSの出し方に関する教育」等の自殺予防教育の充実が求められています。

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴う、ネット依存やSNSの利用によるトラブルなどの課題について、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

| 校種 年度 | 鹿児島県 (公立) | | | | | 全国 (公立) | | |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------|-------------------|-------------------|---------|
| | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | 前年比較 | R 3 | R 4 | 前年比較 |
| 小学校 | 466 (5.2) | 595 (6.7) | 833 (9.5) | 1,240 (14.2) | +407 | 80,825 (13.2) | 104,265 (17.2) | +23,440 |
| 中学校 | 1,511 (35.4) | 1,671 (39.2) | 2,153 (49.8) | 2,503 (57.7) | +350 | 157,019 (52.6) | 185,810 (62.7) | +28,791 |
| 高等学校 | 726 (24.3) | 723 (25.1) | 702 (25.3) | 764 (28.2) | +62 | 37,919 (19.0) | 44,395 (22.9) | +6,476 |
| 合 計 | 2,703 (16.7) | 2,989 (18.6) | 3,688 (23.2) | 4,507 (28.6) | +819 | 275,763 (24.8) | 334,470 (30.4) | +58,707 |

※ 高等学校は通信制を除く。

※ () は1,000人あたりの不登校児童生徒数 (不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×1,000)

資料：鹿児島県教育委員会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等 (鹿児島県公立学校) の状況について」

いじめの認知件数の推移

(単位：件)

| 校種 年度 | 鹿児島県 (公立) | | | | | 全国 (国公立) | | |
|--------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------|-------------------|-------------------|---------|
| | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | 前年比較 | R 3 | R 4 | 前年比較 |
| 小学校 | 7,794 (87.0) | 6,470 (72.8) | 7,379 (83.9) | 7,531 (86.5) | +152 | 500,562 (79.9) | 551,944 (89.1) | +51,382 |
| 中学校 | 1,925 (45.1) | 2,196 (51.5) | 2,499 (57.8) | 2,932 (67.6) | +433 | 97,937 (30.0) | 111,404 (34.3) | +13,467 |
| 高等学校 | 506 (16.1) | 482 (15.8) | 350 (11.9) | 310 (10.7) | -40 | 14,157 (4.4) | 15,568 (4.9) | +1,411 |
| 特別支援学校 | 34 (14.9) | 23 (9.6) | 24 (9.6) | 47 (18.1) | +23 | 2,695 (18.4) | 3,032 (20.7) | +337 |
| 合 計 | 10,259 (61.9) | 9,171 (55.8) | 10,252 (62.9) | 10,820 (66.9) | +568 | 615,351 (47.7) | 681,948 (53.3) | +66,597 |

※ () は1,000人あたりのいじめの認知件数 (認知件数÷在籍児童生徒数×1,000)

※ 全国 (公立) における1,000人あたりのいじめの認知件数は公表なし。

資料：鹿児島県教育委員会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等 (鹿児島県公立学校) の状況について」

自殺した児童生徒数数の推移

(単位：人)

| 校種 年度 | 鹿児島県 (公立) | | | | | 全国 (公立) | | |
|---------|-----------|-----|-----|-----|------|---------|-----|------|
| | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | 前年比較 | R 3 | R 4 | 前年比較 |
| 小・中・高・特 | 6 | 5 | 3 | 10 | +7 | 272 | 325 | +53 |

資料：鹿児島県教育委員会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等 (鹿児島県公立学校) の状況について」

(5) 規範意識

子供たちに関わる規範やルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは、身近な課題を対話しながら自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があると考えられております。

教育基本法の教育目標には、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記されています。また、学校教育法においても、義務教育の目標として、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記されています。

「学力等調査」の結果では、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（※中学校は学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という質問に肯定的に回答した本県の児童生徒は、小学校で75.5%、中学校で74.2%となっています。また「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に肯定的に回答した本県児童生徒は、小学校で96.0%、中学校で94.9%となっています。

規範意識が多様化する中で、今後も子供たちが公共の精神に基づいた豊かな人間性を育むために、幼児期から全教育活動を通じて、子供が自己決定する機会の設定や規範意識の涵養を図ることが必要です。

(6) 基本的生活習慣

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的生活習慣が十分に身につけていないなどの指摘がなされております。

「学力等調査」の結果では、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で約84%、中学校で約82%となっています。

また「毎日同じくらいの時刻に寝る」と回答した割合が、小学校で約37%、中学校で約36%と、「毎日同じくらいの時刻に起きる」と回答した割合が、小学校で約55%、中学校で約58%となっています。

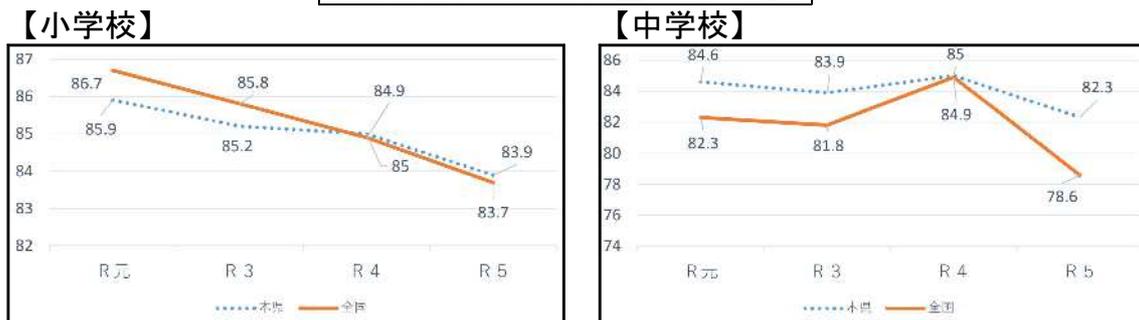
子供の食生活や生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下だけでなく、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われております。

基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子供の健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

子供たちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習60・90運動」や「早寝早起き朝ごはん」などの取組を通じて、適切な生活習慣の確立に向けた取組を推進することが必要です。

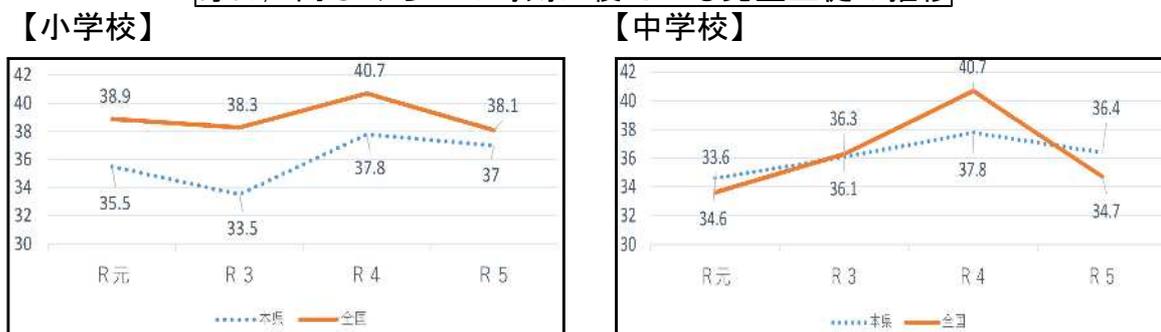
さらに、携帯電話（スマートフォンを含む）については、小学生の35.6%、中学生の66.6%、高校生の98.3%が所有しています。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

朝食を毎日食べる児童生徒の推移



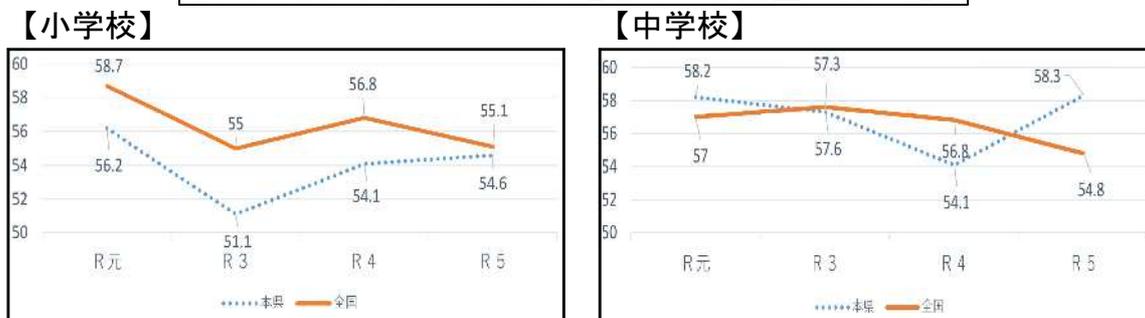
- 本県、全国の数値は、自信をもって（「1. している。」「1. 当てはまる。」など）回答している児童生徒の割合を示してある。
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の推移



- 本県、全国の数値は、自信をもって（「1. している。」「1. 当てはまる。」など）回答している児童生徒の割合を示してある。
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の推移



- 本県、全国の数値は、自信をもって（「1. している。」「1. 当てはまる。」など）回答している児童生徒の割合を示してある。
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

(7) 特別支援教育

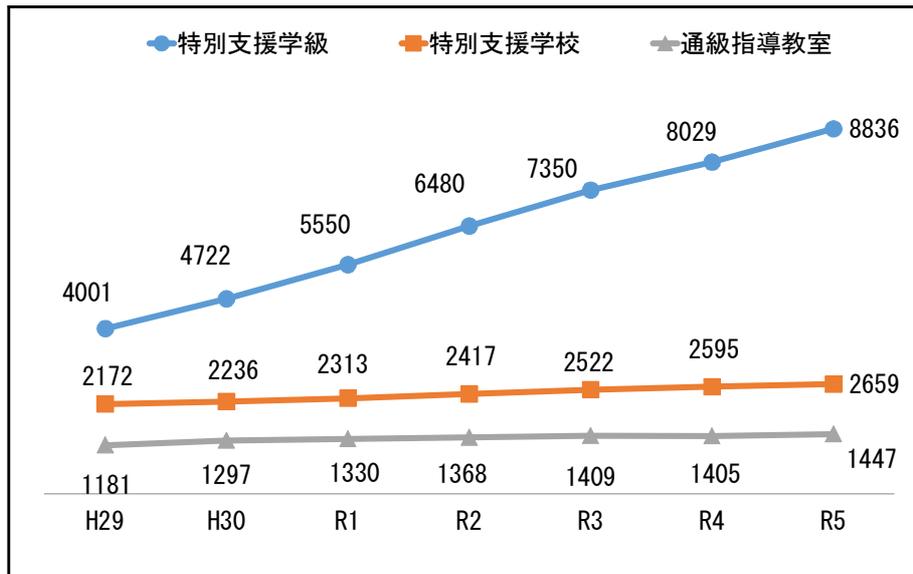
特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われること、障害者差別解消法や医療的ケア児支援法等の改正・成立等も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要です。また、インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらのことを踏まえ、我が国では、就学先を決定する仕組みに関する制度の改正とともに、小・中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含む、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場における指導や支援が行われています。また、障害のある子供たちの学びの場の選択や柔軟な見直し、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小・中・高等学校等の教育課程との連続性の重視、高等学校における通級による指導の制度化など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を行ってきており、本県においても、小・中・高等学校等の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目ない支援の推進などに取り組んでいます。

現在、本県においても、少子化による学齢期の児童生徒数が減少しているにもかかわらず、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等に伴い、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒の数が増加しています。

このような特別支援教育を巡る全国的な状況の変化や本県の地理的特色を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、広域的に特別支援教育体制を更に進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。また、就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など、障害のある子供の学びの場の整備、特別支援教育に携わる教師の専門性の向上、1人1台端末等のICT技術の活用、関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備等を進めることにより、全ての子供たちが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けることが大切です。

特別な支援を必要とする児童生徒の在籍状況



資料： 本県「小・中学校，義務教育学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程等の調査」，「特別支援学校調査」を基に作成

特別な支援を必要とする児童生徒の在籍状況（10年前との比較）

| 校種等 | H24 | R4 | 増加率 |
|---------|--------|--------|------------|
| 特別支援学校 | 1,928人 | 2,595人 | 10年間で約1.3倍 |
| 特別支援学級 | 2,097人 | 8,029人 | 10年間で約3.8倍 |
| 通級による指導 | 816人 | 1,405人 | 10年間で約1.7倍 |

資料： 本県「小・中学校，義務教育学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程等の調査」，「特別支援学校調査」を基に作成

全国と本県の在籍状況の比較

| 校種等 | 全 国 | 鹿児島県 |
|---------|------------|------------|
| 特別支援学校 | 10年間で約1.2倍 | 10年間で約1.3倍 |
| 特別支援学級 | 10年間で約2.1倍 | 10年間で約3.8倍 |
| 通級による指導 | 10年間で約2.3倍 | 10年間で約1.7倍 |

資料： 文部科学省「令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料」及び本県「小・中学校，義務教育学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程等の調査」，「特別支援学校調査」を基に作成

(8) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを理解した上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解し、自らの適性について考えさせること、高等学校では、自らの進路について具体的に考え、社会に出ていく準備を行うことなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

今後、産業界と連携し、職場体験学習、インターンシップや外部講師による出前授業等の体験的な学習の取組を推進するとともに、事前・事後の学習を充実させ、その後の学びや将来設計に生かす必要があります。また、「キャリア・パスポート」を活用し、体系的・系統的なキャリア教育の促進を図ることが必要です。

(9) 健康教育

近年の生活様式や生活環境の著しい変化は、児童生徒の心身に様々な影響を及ぼしており、生活習慣や食習慣の乱れ、う歯（むし歯）や視力低下、体力の低下や運動する機会の減少など、児童生徒の現代的健康課題は、多様化・複雑化の傾向にあります。

このような状況の中、健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成を図るためには、学校保健、学校給食・食育の充実、学校体育の充実など、学校における健康教育の充実を図ることが重要となります。

食育については、知・徳・体の基盤を成すものであり、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を習得し、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るためには、栄養教諭を中核とした学校における「食に関する指導」の充実を図ることが重要です。

現在、ほぼ全ての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しており、評価指標の設定も増加しているところです。

今後も引き続き、栄養教諭が参画する「食に関する指導」の充実を図るとともに、担任等との連携や児童生徒の実態に応じた個別指導の推進を図りながら、各学校における成果指標を踏まえた学校全体での組織的な食育を推進する必要があります。

栄養教諭が授業に参画する学校の割合

| | H24 | H26 | H28 | H30 | R 3 | R 4 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 栄養教諭の授業参画 | 76.2% | 82.4% | 91.5% | 98.9% | 98.2% | 99.9% |

食に関する指導の成果指標を設定している学校の割合

| | H30 | R 3 | R 4 |
|---------|-------|-------|-------|
| 成果指標の設定 | 51.8% | 69.9% | 74.3% |

資料：「鹿児島県学校給食状況調査」

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持の他、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素であることから、児童生徒の体力向上を図ることは大変重要なことです。

現状としては、児童生徒の体力、運動能力は全国的に低下傾向にありますが、本県と全国のデータ比較によると「ほとんど差がない」結果になっています。

体力向上については、引き続き体育の授業を中核とし、運動への興味・関心を一層高めるために、児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会をつくる必要があります。

体力合計点の経年比較調査（小学校）

（単位：点）

| | R 3 | R 4 | R 5 |
|---------|-------|-------|-------|
| 全国男子平均 | 52.52 | 52.28 | 52.59 |
| 県男子平均 | 51.85 | 51.86 | 51.87 |
| 全国平均との差 | -0.67 | -0.42 | -0.72 |

| | R 3 | R 4 | R 5 |
|---------|-------|-------|-------|
| 全国女子平均 | 54.64 | 54.31 | 54.28 |
| 県女子平均 | 54.34 | 54.24 | 53.72 |
| 全国女子との差 | -0.30 | -0.07 | -0.56 |

体力合計点の経年比較調査（中学校）

（単位：点）

| | R 3 | R 4 | R 5 |
|---------|-------|-------|-------|
| 全国男子平均 | 41.18 | 41.04 | 41.32 |
| 県男子平均 | 40.27 | 40.60 | 39.78 |
| 全国平均との差 | -0.91 | -0.44 | -1.54 |

| | R 3 | R 4 | R 5 |
|---------|-------|-------|-------|
| 全国女子平均 | 48.56 | 47.42 | 47.22 |
| 県女子平均 | 48.13 | 47.32 | 46.42 |
| 全国平均との差 | -0.43 | -0.10 | -0.80 |

資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

体育授業への児童生徒の意識調査

(単位：%)

| 男子 | | | | | 女子 | | | | |
|-----|------|-------|----------|-------|-----|------|-------|----------|-------|
| 年度 | 楽しい | やや楽しい | あまり楽しくない | 楽しくない | 年度 | 楽しい | やや楽しい | あまり楽しくない | 楽しくない |
| R 4 | 61.6 | 29.7 | 5.9 | 2.8 | R 4 | 53.4 | 36.8 | 7.8 | 2.0 |
| R 2 | 59.2 | 31.7 | 6.5 | 2.6 | R 2 | 50.9 | 38.1 | 8.3 | 2.7 |

令和4年度「体力アップ!チャレンジかごしま」実施状況

(単位：%)

| 校種 | 実施学校数(校) | 実施率(%) | 校種 | 実施学校数(校) | 実施率(%) |
|-----|----------|--------|-----|----------|--------|
| 小学校 | 486/493 | 98 | 中学校 | 188/213 | 88 |

資料：鹿児島県「体力・運動能力調査」

学校における歯と口の健康づくりは、教育活動の一環として行われており、児童生徒の生涯にわたる健康づくりの基盤を形成するものであり、心身ともに健全な国民の育成につながる重要な活動となっています。

本県におけるむし歯のない児童生徒の割合は、年々増加傾向にあるものの、全国平均と比較すると依然として低い傾向にあります。また、歯肉に炎症所見を有する児童生徒(中1, 高1)の割合も高く、課題とされており、むし歯予防対策と併せて取組を推進する必要があるところです。

これらの児童生徒の様々な健康課題等に適切に対応するためには、学校医等が参加する学校保健委員会等を通して、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった取組を推進する必要があります。

むし歯のない児童生徒の割合

| | H29 | R 4 |
|---------|-------|-------|
| 6歳(小1) | 44.7% | 59.1% |
| 12歳(中1) | 51.8% | 60.0% |
| 15歳(高1) | 46.9% | 51.4% |

資料：「鹿児島県学校保健状況調査」

歯肉に炎症所見を有する児童生徒の割合

| | H29 | R 5 |
|------------|-------|-------|
| 中1 | 24.9% | 22.8% |
| 高1 | 31.8% | 29.6% |
| 中1, 高1の平均値 | 27.8% | 25.4% |

資料：「鹿児島県むし歯予防推進活動実施報告書」

学校保健委員会に学校医等が参加する学校の割合

| | H29 | R 4 |
|----------------------------|-------|-------|
| 学校保健委員会に学校医等 が参加する学校の割合 | 70.2% | 60.9% |

資料：「鹿児島県学校保健状況調査」

(10) 安全・安心な教育環境の整備

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。

また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生も後を絶たない状況です。

県が助成し35市町村が委嘱しているスクールガードリーダーによる見守り活動をはじめ、独自で実施しているその他の市町村についても見守り体制の確立が図られてきています。

スクールガードや防犯ボランティア等の研修会の充実を図り、県内の事件・事故等の状況や見守り活動の在り方について周知し、地域ぐるみによる安全確保に更に努めていく必要があります。

学校や通学路では、登下校中の交通事故や地震・風水害等の自然災害、学校内外での不審者による事故など様々な事案が発生しています。各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進できるよう、防災・防犯・交通安全教室において職員向けの研修の充実を図っていく必要があります。

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことなどから、その安全・安心を確保することなどが極めて重要です。建物構造体の耐震化率は100%となりましたが、建物自体の耐震化だけでなく、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策など非構造部材の耐震化も求められています。

また、施設の老朽化が課題となっており、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を図っていく必要があります。

第2章 本県教育を取り巻く環境

スクールガード・リーダーの配置状況等

| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| スクールガード・リーダー配置人数 (※助成している35市町村) | 76人 | 78人 | 79人 | 75人 | 76人 |
| スクールガードの人数 | 10,436人 | 10,471人 | 11,124人 | 10,921人 | 11,251人 |
| 県内の声かけ事業の発生状況 (※中学生以下) | 393件 | 376件 | 403件 | 471件 | 487件 |

※声かけ事業の件数は、県警データ隔年の1月から12月の集計

資料：鹿児島県教育委員会「令和5年度スクールガード等の人数調査について」

スクールガード・防犯ボランティア等研修会の参加人数

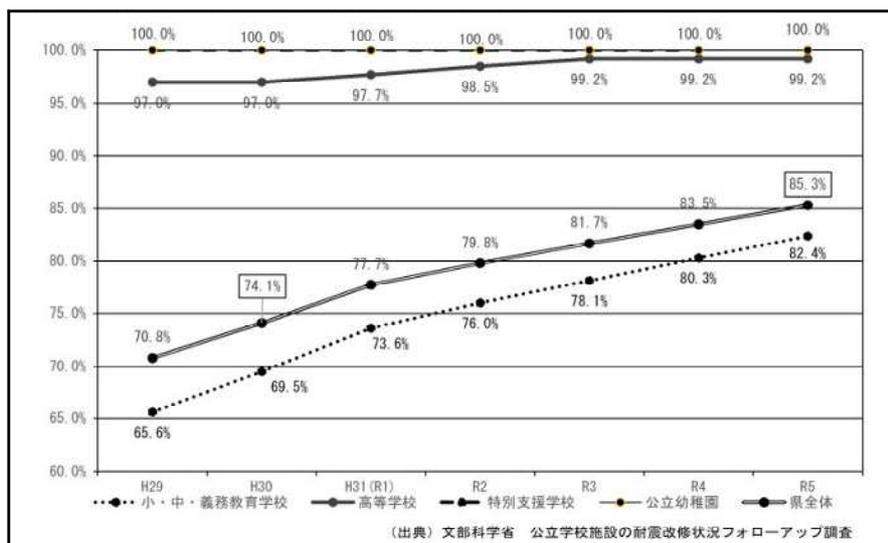
| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 参加人数 | 510人 | 502人 | 462人 | 450人 | 394人 |
| スクールガードの人数 | 10,436人 | 10,471人 | 11,124人 | 10,921人 | 11,251人 |

資料：鹿児島県教育委員会「令和5年度スクールガード等の人数調査について」

学校安全教室実施実績

| 研修会名 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----|-----------|------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 防災教室 | 会場 | 【熊毛地区】 | 【大隅地区】 | 【始良・伊佐地区】 | 【鹿児島地区】 | 【南薩地区】 |
| | 講師 | 森本晋也(准教授) | 森本晋也(調査官) | 平塚 真一郎(校長) 井村 隆介(准教授) | 平塚 真一郎(校長) 井村 隆介(准教授) | 平塚 真一郎(校長) 井村 隆介(准教授) |
| 防犯教室 | 会場 | 【鹿児島地区】 | 【大島地区】 | 【熊毛地区】 | 【大隅地区】 | 【北薩地区】 |
| | 講師 | 鹿児島総合警備保障 | 吉門 直子(企画監) | 佐々木 靖(教授) | 佐々木 靖(教授) | 佐々木 靖(教授) |
| 交通安全教室 | 会場 | 【始良・伊佐地区】 | 【北薩地区】 | 【南薩地区】 | 【大島地区】 | 【熊毛地区】 |
| | 講師 | 小川 和久(教授) | 小川 和久(教授) | 小川 和久(教授) | 小川 和久(教授) | 小川 和久(教授) |

屋内運動場等の非構造部材(吊り天井等)耐震化率の推移



資料：文部科学省 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

3 本県の子供たちを取り巻く現状と課題

(11) 家庭・地域の教育力

地域の教育力の低下が指摘される中、多様な家族形態への変化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化することで、子育てに不安を持つ保護者も多く、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、幼児期からの日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

本県においては、子ども会、PTA、地域女性団体及び青年団等の社会教育関係団体や公民館等が、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指し、地域に根ざした活動を行っています。

これらの団体が行う地域での体験活動は、豊かな情操や規範意識、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであって、地域の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たしています。

近年は、地域学校協働活動の取組により、地域と学校が連携・協働して活動できる体制が構築されてきています。今後は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進する必要があります。

また、平成26年4月から施行された鹿児島県家庭教育支援条例に基づき、県は、親としての学びを支援する学習機会の提供、親になるための学びの推進、家庭教育支援員等の人材養成等、関係者の連携した活動の促進、相談体制の整備・充実、広報及び啓発の6つの分野で、県教委だけでなく知事部局の関係部局も含め、連携しながら様々な取組を行っています。

今後は、本県における教育を大事にする伝統や風土を生かしつつ、家庭や地域の教育力を高めるため、市町村教育委員会等と連携し、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤の強化を図る必要があります。

(12) 子供たちの文化活動

本県に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土訓¹等の文化資源は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

また、各学校では、地域の文化資源を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校も多く、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

一方で、少子高齢化や過疎化による担い手不足等により、それらの文化資源を保存・継承することが難しくなっています。

子供たちに地域の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りをもつ心の醸成や、鹿児島県の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

これまで、本県に数多く残っている地域の郷土芸能や伝統行事など、文化資産の保存・継承、新たな文化財指定による文化財の保護に努めてきました。このことにより、子供たちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどで郷土を愛する心の醸成が図られてきています。今後も、文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

文化庁事業「文化芸術による子供育成推進事業」鑑賞者数

| 年度 | 県内公演数 | | 県内鑑賞者数 |
|-----|-------|-------|---------|
| H30 | 56公演 | 21市町 | 23,024人 |
| R 1 | 50公演 | 24市町村 | 18,907人 |
| 2 | 56公演 | 22市町 | 10,839人 |
| 3 | 62公演 | 31市町 | 10,655人 |
| 4 | 49公演 | 18市町 | 9,214人 |

※ 標記「文化芸術による子供育成推進事業」は、県内の児童生徒に優れた舞台芸術（例：オーケストラ、演劇、合唱など）を鑑賞する機会を提供するもの

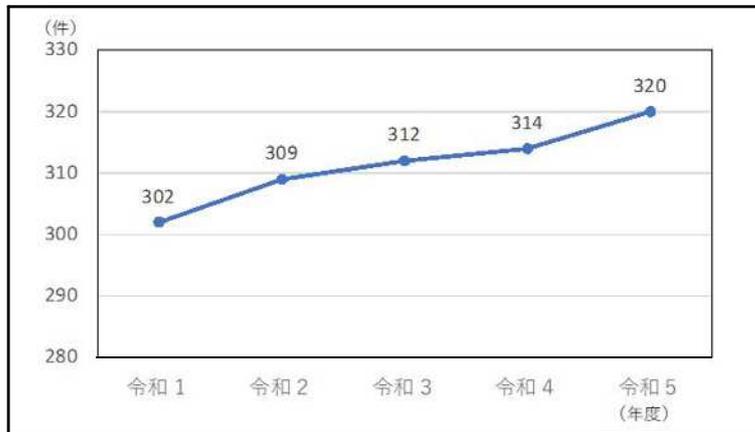
県事業「青少年のための芸術鑑賞事業」鑑賞者数

| 年度 | 県内公演数 | | 県内鑑賞者数 |
|-----|-------|-----|--------|
| R 1 | 9公演 | 7市 | 2,510人 |
| 2 | 4公演 | 4市町 | 576人 |
| 3 | 9公演 | 7市町 | 1,863人 |
| 4 | 9公演 | 8市村 | 814人 |
| 5 | 9公演 | 7市町 | 1,497人 |

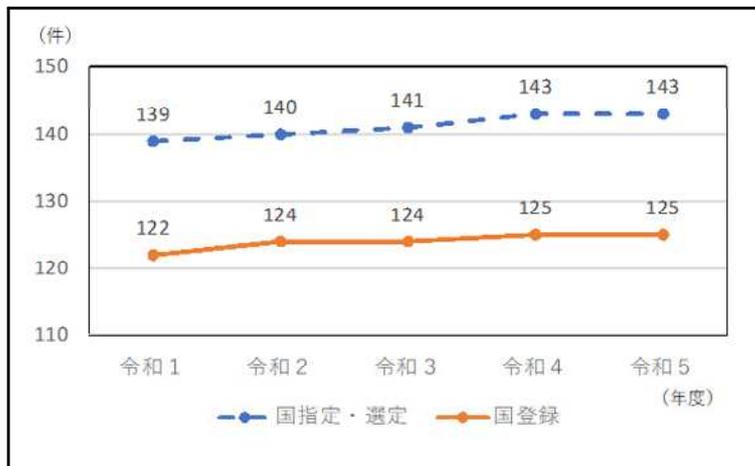
※ 標記「青少年のための芸術鑑賞事業」は、県内の児童・生徒に優れた舞台芸術（器楽、声楽、邦楽、バレエ、日本舞踊の5種目）を鑑賞する機会を提供するもの

1 伝統芸能・行事や郷土訓の例：おなん講、鬼火たき、カセダウチ、くも合戦、十五夜ソラヨイ、諸鈍シバヤ、川内大綱引、曾我どんの傘焼、トシドン、初午祭り、浜おり、平瀬マンカイ、妙円寺詣り、弥五郎どん祭り、流鏑馬、六月灯、奄美の島唄、田の神、南洲遺訓、日新公いろは歌、出水兵児修養掟 など。

県指定文化財数の推移



県内の国指定・選定・登録文化財の推移



第3章 基本目標

《基本目標》

夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり
～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～

《具体的人間像》

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間

夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり
～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～

本県は、日本列島の南に位置するという地理的条件から、古くから中国や韓国、東南アジアをはじめ世界の国・地域の文化と接しながら、独自の歴史や文化を作り上げてきました。「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えもあり、日本の黎明期をリードした西郷隆盛や大久保利通など、多くの偉人も輩出してきました。

また、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など、教育的資源も豊富です。

さらに、教育を大事にする伝統や風土があり、地域全体で子供たちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

平成31年2月に策定した第3期県教育振興基本計画では、「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組んできました。

また、令和5年6月16日に閣議決定された国の「新たな教育振興基本計画」では、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げ、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育政策の在り方が示されました。

このようなことを踏まえ、第4期県教育振興基本計画では、基本目標を「夢や希望を実現しともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」とします。

夢や希望には、将来のなりたい自分の姿などを思い描く長期的なものや、日々の生活を振り返る中で、自分が目指す姿を思い描く短期的、中期的なものがあります。現代は将来の予測が困難な時代であると言われる中であって、子供たちのみならず、県民一人一人が、それぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて、意欲をもって挑戦できる環境を整えていくことは、ますます重要性を増すことが考えられます。

夢や希望の実現には、規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切に作る心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手となる資質・能力を育んでいく必要があります。

また、一人一人が夢や希望の実現に向けて意欲的に挑戦し続ける中で、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を創ることのできる、鹿児島に誇りをもった人材育成も進めていく必要もあります。

これらのことを踏まえながら、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間」「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」の育成に取り組みます。

1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、学び続ける人材の育成が求められています。そのためには、学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、生涯学習や社会教育においても重要です。

また、子供たちは、社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神などを身に付ける必要があります。特に、本県の子供たちは、「学力等調査」で自己肯定感が低かったことから、これを高めしていく必要があります。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。一人一人が、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣も身に付けさせる必要があります。

これらのことを踏まえ、一人一人が自分のよさや可能性を認識し、個々の状況に応じて知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、そのよさや持てる力を発揮し、多様な人々と協働しながら未来の社会の創り手となる人間の育成を目指します。

2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間

グローバル化する社会の中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出し、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していくことが必要です。

そのためには、日本や外国の文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、国際的な交流活動の推進や外国語教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要があります。

さらに、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本とし、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図る学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、誰もが幸せや豊かさを感じられる社会の実現につながる重要な意義を有するものであります。そのためには、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続けことができる教育環境を整備していくことが必要となります。

これらを踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続け、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間の育成を目指します。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本県教育の取組における視点

基本目標「夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないもの（「不易」）であり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要（「流行」）があります。

そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

とりわけ、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0においては、「主体性」「リーダーシップ」「創造力」「課題設定・解決能力」「論理的思考力」「表現力」「チームワーク」等の資質・能力を備えた人材が期待されています。また、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創り手となるためには、「協働性」「利他性」「多様性への理解」「社会貢献意識」「自己肯定感」「社会的情動スキル」「非認知能力」を育成する視点も重要となります。

(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じるようにするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

さらに、本県においては、離島や中山間地域等の地理的条件にかかわらず、どこでも充実した教育が受けられるようにすることも必要です。

これらを実現するため、必要な教育環境づくりに努めます。

(4) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしつかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていく役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子供に社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子供が家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育¹・キャリア教育²への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランス³の確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

本県教育における学校、家庭、地域、企業等の役割を再度見直し、まずは、それぞれの役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて相乗効果を高めるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(5) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本県には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など、教育的資源が豊富であり、また、地域全体で子供たちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを有効活用するとともに、未来への継承を図ります。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタルタイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめICT環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICTを効果的に活用した探求的な学びなどの第3段階を目指します。

1 職業教育：児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育。

2 キャリア教育：児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

3 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

2 本県教育施策の方向性

「1 本県教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法や決まりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子供たちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもあります。

将来の予測が困難な時代を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。

II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や福祉教育などの社会の変化に対応した教育や、子供一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくりなどにも取り組めます。

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子供を地域で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、全ての県民が地域全体で子供を守り育てるための取組を推進します。

V 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子供から大人まですべての県民が、生涯を通じてあらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、幸せで豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、県民誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

基本目標と施策の関連図

令和22年(2040年)以降の社会を見据えた教育の姿

《基本目標》

夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり
 ～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～

《具体的人間像》

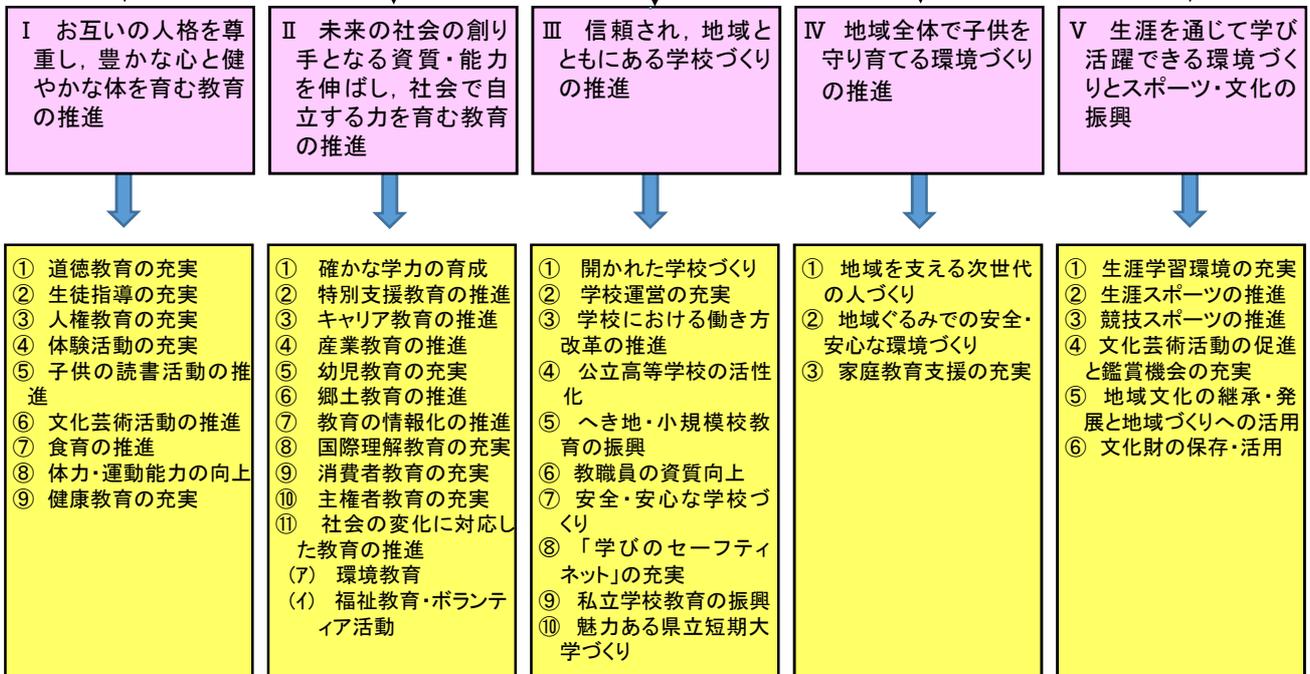
- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間

令和6年度から5年間に取り組む施策

《本県教育の取組における視点》

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成
- 3 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり
- 4 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- 5 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承
- 6 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

《本県教育施策の方向性》



計画の実現に向けて

- 教育行政の着実な推進
- 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働
- 関係部局・関係機関との連携・協力
- 市町村との連携・協力
- 国との連携・協力
- ICTの効果的活用
- 計画の進捗状況の確認

3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子供の読書活動の推進
- ⑥ 文化芸術活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 産業教育の推進
- ⑤ 幼児教育の充実
- ⑥ 郷土教育の推進
- ⑦ 教育の情報化の推進
- ⑧ 国際理解教育の充実
- ⑨ 消費者教育の充実
- ⑩ 主権者教育の充実
- ⑪ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 学校における働き方改革の推進
- ④ 公立高等学校の活性化
- ⑤ へき地・小規模校教育の振興
- ⑥ 教職員の資質向上
- ⑦ 安全・安心な学校づくり
- ⑧ 「学びのセーフティネット」の充実
- ⑨ 私立学校教育の振興
- ⑩ 魅力ある県立短期大学づくり

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域を支える次世代の人づくり
- ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③ 家庭教育支援の充実

V 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
- ⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用
- ⑥ 文化財の保存・活用

I-① 道徳教育の充実

【1 現状と課題】

- 子供たちの道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現とウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育むことが重要です。
- 全国学力・学習状況調査によると、「将来の夢や目標をもっている」「友達と協力するのは楽しい」「今住んでいる地域の行事に参加している」「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」などの質問に肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、全国平均と比べて高いという結果が得られています。
- 道徳が教科化され、各学校では、道徳教育全体計画の策定や道徳教育推進教師の指名など、教育活動全体での取組が充実するとともに、「特別の教科 道徳」の考えが浸透し、授業では「考え、議論する」姿が見られるなど、教職員の指導力向上の成果が表れています。また、社会全体で児童生徒の道徳性を高める取組が推進され、保護者や地域の関心も高まっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 子供たちの道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育みます。
- 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進します。
- 更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、関係機関と連携し、研修の場の提供に努めます。
- 家庭や地域社会との連携を深め、児童生徒の道徳性を育む取組が社会全体で進められるようにします。

【3 主な取組】

- 道徳教育及びその要となる「特別の教科 道徳」等の充実を図るために、各学校において道徳教育の全体計画や各時間の指導の概要が分かる年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 「考え、議論する道徳」の更なる充実が図られるよう、児童生徒の実態に応じた授業や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の充実を図るとともに、その活用を促すことや各地域で伝統的に引き継がれてきた文化や芸能なども活用し、道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間等や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道徳」等と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実を図ります。

- 児童生徒の道徳性を社会全体で育むため、家庭や地域社会の道徳科授業への積極的な参加や協力を得られるよう、実践事例を提供します。
- 青少年育成の関係部局や警察等関係機関と情報交換を行い、道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。

I-② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 「令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県公立学校における暴力行為は193件（小学校55件，中学校106件，高等学校32件），いじめは10,820件（小学校7,531件，中学校2,932件，高等学校310件，特別支援学校47件），不登校児童生徒は4,507人（小学校1,240人，中学校2,503人，高等学校764人）となっています。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、一人一人の実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。
- 「県いじめ防止基本方針」では、地方公共団体、学校及び保護者等が連携することやいじめの正確な認知を行うこと等を求めています。
- 小・中・高校生の自殺者数は増加傾向であり、「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育を進めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の心の叫びを受け止める力を向上させ、学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な体制づくりを進めることが必要です。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。この目的を達成するために、児童生徒一人一人が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち「自己指導能力」を身に付けられるように努め、ウェルビーイングの向上を図ります。
- 生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行います。
- 全ての児童生徒にとって、安心して学べる場所になるよう、魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 学校生活アンケート等のアセスメントツールを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。
- 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実させ、全教職員が一体となった「チーム学校」としての生徒指導に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- 児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知見に基づく組織的な教育相談体制の充実に努めます。
- いじめについては、「1件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である。」という基本的な認識の下、いじめの積極的な認知、早期対応に努めます。

- SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動の未然防止，早期発見，早期対応に努めるとともに，児童生徒が被害者及び加害者とならないよう，情報モラルに関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所となるため，生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受への配慮，共感的な人間関係の育成，自己決定の場の提供，安全・安心な風土の醸成）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し，「魅力ある学校づくり」の取組を推進します。
- 生徒指導に関する研修の充実を図り，いじめの積極的な認知や不登校の未然防止，早期対応が図られるよう，教職員の指導力の向上に取り組むとともに，管理職のリーダーシップの下で，生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し，発達支持的生徒指導を推進します。
- アセスメントツールである「学校生活アンケート」や「学校楽しいーと」の調査を促進し，児童生徒が抱える課題の早期発見や，教職員の情報の共有化，調査内容の蓄積等，効果的な活用の推進に努めます。
- いじめや不登校など，各学校の実態に即したスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用，「かごしま教育ホットライン24」による電話相談や，身近なSNSによりチャット形式で悩みを相談員に話したり，いじめの目撃情報などを学校へ連絡したりできる「かごしま子供SNS相談・通報窓口」等，教育相談体制のさらなる充実と利用促進に努めます。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など，不登校児童生徒への支援を推進します。相談窓口や教育支援センター，フリースクール等の民間団体についての情報を提供し，保護者や関係機関等と連携した個別指導，家庭訪問，体験活動の機会を提供することなどにより，児童生徒が自らの進路を主体的に捉え，社会的自立を目指せるように，組織的・継続的な支援に努めます。
- 「かごしま児童生徒健全育成サポート制度」に基づいて警察との連携を進めるとともに，生徒指導に関わる様々な機関との連携にも努めます。
- 児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」及び教職員等に対する「ゲートキーパー養成研修（SOSの受け止め方）」を含む自殺予防教育のさらなる充実を図ります。
- 子供一人一人の心や体調の変化の早期発見，教育支援のきっかけづくりのために，1人1台端末を活用した毎日の健康観察等の取組を推進します。
- SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため，児童生徒への指導を行うとともに，啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して，児童生徒が被害者及び加害者とならないよう，情報モラル教育の推進に努めます。
- 教職員による不適切な指導等の根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実に努めます。

I-③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 「人権教育は全ての教育の基本」との認識の下、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒等を育成することを進めています。
- 職員一人一人が人権教育の環境そのものであるという自覚と使命感をもち、全職員が一丸となって、Mom（「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」）の基本姿勢で児童生徒と適切に関わりながら、児童生徒の自己実現を目指した学校づくりに取り組んでいます。
- いじめや不登校等の問題や性的マイノリティへの対応等、児童生徒の人権に関する様々な課題解決に資するため、学校、家庭、地域が一体となって、自尊感情の育成や人間関係づくり等に取り組むことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる学校づくりを推進するために、全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 複雑化・多様化する人権課題へ対応するため、教職員等の更なる人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- 「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」を踏まえ、児童生徒の権利等の理解促進や人権教育の推進、児童生徒が安心して学べる学習環境づくりなど、児童生徒の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組みます。
- 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、市町村教育委員会等との一層の連携の下、全ての学校及び地域において地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組み、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進めます。
- 学校、家庭、地域等との緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 人権教育の全体計画・年間指導計画や共通実践事項等に基づいた実践について、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、各種研修や人権教育研修資料等の充実を図り、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 保護者や社会教育関係団体等の指導者への研修会を通じて、人権についての学びの場を提供し、人権意識の高揚を図るとともに、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに努めます。

I-④ 体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 体験活動は、子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりしながら、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して成し遂げる力などの非認知能力を育む有効な機会です。
- 本県は、温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等の多様な体験活動を実施しています。
- 発展する情報化社会の中で、バーチャルな世界を通じた間接的な体験が増加しており、自然や生活文化等と直接ふれあう体験が減少する傾向にあります。今後、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校という場のよさを生かし、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していく必要があります。
- 青少年社会教育施設は、集団宿泊活動や野外活動など、家庭や学校では得がたい体験活動を子供たちに提供しています。今後、地域活性化・まちづくりの拠点などの役割を担うことも期待されていることから、広報を工夫し、施設利用について周知を図っていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 体験活動は人づくりの“原点”であり、自己肯定感や協調性などを育みます。これが、ウェルビーイングの向上に資するものであるとの認識の下、地域の特色を生かし、発達の段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- 学習指導要領においても、体験活動を重視することが述べられており、今後も学校や青少年社会教育施設等における体験活動の充実に努めます。
- 青少年社会教育施設において、地域・企業・青少年教育団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動などの社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進します。
- 青少年社会教育施設において、学校の教育課程と関連付けた活動プログラムを充実させます。

【3 主な取組】

- 小・中学校等において、関係団体や関係部局と連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通じた活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実にを行うなどの改善・充実を推進します。
- 県立青少年社会教育施設において、地域・企業・青少年教育団体等と連携しながら青少年の体験活動の場となる受入事業や自主研修事業の企画・実施を推進します。
- 青少年社会教育施設等において実施している自然体験活動や集団宿泊体験活動などの工夫・改善を図り、体験活動の充実に努めます。

I-⑤ 子供の読書活動の推進

【1 現状と課題】

- 子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 県では、平成30年12月に策定した「第4次子ども読書活動推進計画」に基づき、各種研修会や鹿児島県高校生ビブリオバトル¹大会等を開催し、家庭・地域・学校における読書活動を一層推進してきました。
また、市町村でも「子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。
- 第4次計画期間における7つの達成目標のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や図書館及び地域での活動の制限があったため、「友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の実施」以外については、達成することができない状況にありました。
- 子供の読書活動の一層の推進に向け、令和5年3月に策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」を基本とし、県の第4次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」（以下、「第5次読書計画」という。）を策定しました。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第5次読書計画」に基づき、家庭・地域・学校が連携した取組を推進し、引き続き、乳幼児から高校生までを対象とした「1日20分読書」運動を展開します。
- 「不読率の低減」「子どもの視点に立った読書活動の推進」等を基本的方針とし、読書活動を推進します。
- 多様な子供の読書活動の推進のため、教師、学校司書等と保護者の連携・協力を進めるとともに、個別最適な読書環境実現のため、読書活動に携わる人材の資質の向上に努めます。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学校図書館の学習センターや情報センターとしての機能の充実に努めます。
- 教師、学校司書等の関係者と保護者の連携・協力を進め、多様な子供たちの個別最適な読書環境実現に向け、読書活動に携わる人材の資質・能力等向上を図るための継続的・計画的な研修を実施します。

【3 主な取組】

- 「第5次読書計画」の市町村への周知を行うとともに広報・啓発に努め、市町村の推進計画の改訂を促進します。
- 学校においては、読書への関心を高めるために、計画的に「読み聞かせ」や「書評合戦（ビブリオバトル）」等の読書活動の取組を充実させます。その際、子供主体の取組となるよう図書委員等の活動を促します。

1 書評合戦（ビブリオバトル）・・・発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行なう。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組

- 生徒が主体的に読書活動を行えるよう、生徒の意見聴取の機会を確保し、「高校生の視点に立った読書活動への関心を高める取組」に反映させます。
- 学校図書館においては、蔵書の充実に向けた学校図書館図書標準の達成や新聞の配備など、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備を進めます。
- 多様な生徒たちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、生徒たちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用など、学校図書館のDXを推進します。
- 「読書センター」としての機能だけでなく、各教科等の学習活動を支援したり、学習内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、学校図書館の機能を充実させます。
- 県立図書館や県立奄美図書館を拠点にして、学校司書を含む図書館関係者の資質の向上や、親子読書会・図書館ボランティア等の人材育成のための各種研修会を継続して実施するとともに、市町村立図書館・室の運営や諸活動を支援します。

I-⑥ 文化芸術活動の推進

【1 現状と課題】

- 個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることが必要です。また、国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。さらに、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子供の文化芸術活動を推進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- コロナ禍により、多くの学校で文化芸術活動が制限されたことなどを踏まえ、学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会の充実を図る必要があります。
- 「2023かごしま総文」の開催により高まった文化芸術に対する気運が一過性のものとならないよう、将来へつなげていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- 子供が文化芸術に触れる機会を拡充するなど、伝統や文化に関する教育を推進します。
- 文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の整備を進めます。
- 表現力や創造力を更に磨き高め、見識を深めた若手が、将来、本県の文化芸術を先導する人材となるよう、機会の提供に努めます。

【3 主な取組】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において我が国の伝統や文化芸術の理解に係る取組を推進します。
- 子供たちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、協議会や関係団体と連携を図りながら、市町村の取組を支援します。
- 学校における働き方改革の一環として、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けて取り組みます。
- 県高校総合文化祭や全九州高等学校総合文化祭等の内容の充実に努めます。

I-⑦ 食育の推進

【1 現状と課題】

- 本県では、令和3年に「第4次かごしま“食”交流推進計画」が策定され、この計画に基づき、生産者、消費者、農林水産生産者団体、流通関係者、観光関係者、消費者団体、学校関係者、行政機関等が一体となり、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組んでいます。
- 現在、ほぼすべての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しており、食に関する指導の成果指標を設定している学校の割合も増加しています。食に関する指導の全体計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導し、今後も「学校給食を活用した食に関する指導の充実」を図る必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用状況は、令和4年度は重量ベースで64%であり、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などの取組等を通して、県内産食材の活用促進を図っているところです。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第4次かごしま“食”交流推進計画」に基づいて、関係部局等と連携し、子供たちに健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校における食育をより効果的に推進するために、引き続き学校、家庭、地域の連携・協力による食育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や成果指標に基づき、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、栄養教諭を中核として、学校給食を活用しながら、栄養バランスや食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図ります。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を進めるため、関係機関と連携を図るとともに、引き続き、地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の活用を推進します。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 家庭や地域における食育の取組が推進されるよう、保護者等に対して、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等について、積極的に働きかけ、啓発を図ります。

I-⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 体力・運動能力の向上に当たっては、教科体育の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むことが必要です。そのために、教科体育を中核として、授業の充実を図るとともに、運動の特性に十分に触れさせ、興味関心を高めるための機会の創出を図っているところです。
- 体育授業の意識調査によると、体育授業を「あまり楽しくない」、「楽しくない」と回答した児童生徒が一定数いることから、教員の指導力の向上を図るための研修の充実、体育授業における外部指導者の活用を進めていく必要があります。
- 本県における児童生徒の体力・運動能力等の状況調査においては、体力合計点は、全国平均に満たない状況が続いていますが、運動時間の状況は、改善傾向にあります。また、運動する子供としない子供の二極化の傾向が見られるため、今後も、運動を行うための機会を確保していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、学校・家庭・地域が連携を図りながら、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に努めます。
- 体育・保健体育の授業を中核として、運動する楽しさや喜びを味わわせたり、体力・運動能力、技能を向上させるために、各種研修の充実や実践研究の推進を図りながら、教員の指導力の向上に努めます。
- 体力・運動能力調査等の結果から得られる、体力・運動能力、運動習慣に対する興味・関心の状況等を踏まえ、各種研修会や実践研究校等における研修・研究内容の充実を努めるとともに、支援を行っていきます。
- 生徒の発達段階やニーズを踏まえたスポーツ環境の整備を目指して、関係部局、関係機関等と連携を図りながら、学校・地域の実情に応じた運動部活動の改革に努めていきます。

【3 主な取組】

- 教科体育の授業力の向上や児童生徒の体力・運動能力の向上に資するために、体力向上推進校の指定や各種研修会等の開催を通して、体育・保健体育の学習内容の充実、カリキュラムや指導法等の研究に努めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」がある体育授業を実践するために、課題解決的な学習の充実を図る中で、ICT機器の活用やペア・グループ学習などの相互支援活動を充実させるなど、体育授業の改善を図ります。
- 幼児期から運動に親しむ習慣を育み、小学校の取組に繋げるために、各種研修会等において「幼児期運動指針」を活用し、幼小連携の在り方について周知を図ります。
- 運動することの楽しさや喜びを味わわせ、体力・運動能力の向上を図るために、体力・運動能力調査の結果の活用と、「一校一運動」、「チャレンジかごしま」等への取組の充実・改善を図るとともに、研究推進校の指定や「運動好きな子供を育てる」指導者研修会等を開催します。
- 家庭・地域における子供の運動の習慣化・日常化を図るために、体力・運動能力の向上に係るデータや資料を県ホームページ等で提供するとともに、学校と家庭や総合型地域スポーツクラブをはじめとする各スポーツ団体との連携を強化します。
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の構築のために、市町村教育委員会や関係団体等に対して、必要な支援・助言や情報提供に努めます。

I-⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- 現在の児童生徒には、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用、メンタルヘルスの問題など、多様な健康課題が生じています。このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- 令和4年度の学校保健統計調査によると、むし歯のない児童生徒の割合は、6歳(小1)59.1%、12歳(中1)60.0%、15歳(高1)51.4%となっており、全国平均より低い傾向にあります。また、歯肉に炎症所見を有する児童生徒(中1,高1)の割合も高く、課題となっており、むし歯予防対策と併せて、取組をさらに推進する必要があります。
- 学校保健委員会への学校医や専門家等の参加率を向上させ、学校、家庭、地域を結ぶ組織としての学校保健委員会の機能を充実させることが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図るとともに、児童生徒の個別の健康課題解決に努めます。

【3 主な取組】

- 性に関する問題や喫煙・飲酒・薬物乱用、がん教育など、児童生徒の健康課題の解決に向けて、関係機関等との連携を図るとともに、体育・保健体育科や特別活動などの授業を中核として学校の教育活動全体を通じた保健教育を推進します。
- 食物アレルギーなど健康面で特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機管理マニュアル等の整備や校内研修を実施し、全職員で共通理解を行った上で、組織的な体制の構築に努めます。
- 学校医や専門家等との連携をさらに深め、効果的な保健活動につなげるため、学校保健委員会の開催方法の工夫や内容の充実に努めます。
- 学校保健に関する各種研修会・講習会については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関に協力を仰ぎながら、内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 学校保健に関する調査や学校保健表彰に係る審査等を通して、保健教育や保健管理など好事例等の普及啓発を図ります。

〔計画期間における数値目標〕

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

| 項目 | 現状 | 年度 | | | | | 関連 施策 |
|--|---|------------|----|-----|----|------|----------|
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 道徳科の1単位時間ごとの年間指導計画の作成率(小中) | 小学校 63.3% 中学校 65.9% (令和4年度) | | → | 85% | → | 100% | ① |
| 「SOSの出し方に関する教育」及び「ゲートキーパー養成研修(SOSの受け止め方)」の実施(各年1回以上)(小中高特) | 小学校 88.0% 中学校 93.0% 高等学校 -% 特別支援学校 -% (令和4年度) <small>※令和4年度は小中で「SOSの出し方に関する教育」の実施状況を調査</small> | | | | → | 100% | ② |
| 不登校生の在籍率(小中高) | (全国3.0%) 2.86% (令和4年度) | → 全国平均を下回る | | | | | ② |
| 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくあると思う児童生徒の割合(小中) | 小学校 49.2% 中学校 39.2% 全国小 49.9% 全国中 40.9% (令和5年度) | | → | 60% | → | 80% | ② |
| 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合(小中) | 小学校 66.6% 中学校 64.6% 全国小 68.5% 全国中 66.4% (令和5年度) | | → | 70% | → | 90% | ② |
| 児童生徒専用携帯電話のフィルタリング設定率 | 小学校 87.7% 中学校 87.5% 高等学校 89.2% 特別支援学校 89.1% (令和3年度実施) | | | | → | 100% | ② |
| 情報活用の基盤となる知識や態度(情報モラル等)について指導することが「できる」・「ややできる」教員の割合 | 84.8% (令和4年度) | | → | 90% | → | 95% | ② |
| 全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合(小中) | 小学校 81.2% 中学校 78.3% (令和5年度) | | → | 85% | → | 90% | ③ |
| 全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における先生は自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合(小中) | 小学校 88.8% 中学校 86.1% (令和5年度) | | → | 90% | → | 95% | ③ |
| 自然体験活動を実施している学校の割合 | 小学校 100.0% 中学校 96.3% (令和4年度) | | | | → | 100% | ④ |
| 高等学校段階での不読率 | 33% (令和4年度) | | → | 30% | → | 26% | ⑤ |
| 芸術・文化体験活動を実施している学校の割合(小中) | 小学校 90.3% 中学校 89.7% (令和4年度) | | | | → | 100% | ⑥ |

| 項目 | 現状 | 年度 | | | | | 関連 施策 |
|--|---|----|----------------|-----|----|------|----------|
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 栄養教諭が授業に参画している学校の割合（小中） | 99.9% （令和4年度） | | | | → | 100% | ⑦ |
| 食に関する指導について児童生徒の成果指標を設定している学校の割合（小中） | 74.3% （令和4年度） | | → | 90% | → | 100% | ⑦ |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（小5，中2） | 小5男子 51.87 全国：52.59 小5女子 53.72 全国：54.28 中2男子 39.78 全国：41.32 中2女子 46.42 全国：47.22 （令和5年度） | | 全対象学年で全国平均を上回る | | | → | ⑧ |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における1週間の総運動時間420分以上の割合（小5，中2） | 小5男子 50.3% 全国：50.1% 小5女子 26.7% 全国：27.4% 中2男子 77.9% 全国：77.7% 中2女子 57.8% 全国：57.2% （令和5年度） | | 全対象学年で全国平均を上回る | | | → | ⑧ |
| むし歯のない生徒の割合（中1） | 60.0% （令和4年度） | | → | 62% | → | 65% | ⑨ |
| 学校保健委員会に学校医等が参加する学校の割合 | 60.9% （令和4年度） | | → | 80% | → | 90% | ⑨ |
| 歯肉に炎症所見を有する者の割合（中1，高1の平均値） | 25.4% （令和5年度） | | → | 23% | → | 20% | ⑨ |

Ⅱ－① 確かな学力の育成

【1 現状と課題】

- 各学校では、教育基本法等の関係法令や学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
- 学力の状況としては、全国学力・学習状況調査において、小学校は、全国平均とほぼ同等の結果となっており、中学校は、一部の教科で全国平均より低いものの、その差は縮まってきており、全体として学力の定着は図られつつあると考えています。一方、「学びに向かう力、人間性等」の土台ともいえる自己肯定感、主体性といった「非認知能力」については全国平均を下回る項目があるなど、課題も見られます。
- これからの予測困難な時代を生きる児童生徒には、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくため、これまで以上に主体性、協働性、創造性といった資質・能力や、自ら問題を発見し解決していく力などが必要であるとともに、これらがウェルビーイングの向上に資するとの認識の下、その育成に向けた授業改善が急務となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の学力・学習状況を鹿児島学習定着度調査などの客観的な調査に基づき的確に把握し、本県の実態に応じた学力向上策を推進します。
- 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。
- 児童生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組を推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を推進します。
- 教科等固有の見方・考え方を働かせて自分で考え表現する力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力や自己肯定感などの、いわゆる非認知能力も含めて、時代を切り拓く児童生徒に求められる資質能力を育成するため、学校全体で学力向上に向け組織的に取り組むなど、学力向上のPDCAサイクルの充実にに向けた取組を推進します。
- 学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じ、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図ります。

【3 主な取組】

- 多様な児童生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のため、1人1台端末を活用し、確かな学力の育成を図ります。
- 県教委、市町村教育委員会の指導主事等が計画的・継続的に校内研修の充実や学習者主体の授業づくり等に向けた指導・支援に取り組みます。
- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、各学校で教科横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントが実施されるような取組を推進します。
- 児童生徒がそれぞれの興味・関心や能力等を生かし、1人1台端末の持ち帰りにより個別最適で質の高い学びにつなげるなど、家庭学習の充実を図ります。

- 小中高連携により，授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し，その成果を県内の教員で広く共有することにより指導力向上を図ります。
- 高等学校では，生徒の学力の実態を定期的に把握し，課題を明らかにするとともに，改善に向けて計画的に学力の向上に努めます。

また，普通科改革や探究・STEAM教育，先進的なグローバル・理数系教育，産業界と一体となった，外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて，新しい時代に求められる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に努めます。

Ⅱ－② 特別支援教育の推進

【1 現状と課題】

- インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場において指導・支援が行われており、小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は徐々に充実してきています。
- 学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、早期からの就学相談・支援を必要とする幼児や特別な支援を必要としている小・中学校等の児童生徒は年々増加しています。
- 多様な学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成するためには、市町村教育委員会や各学校における校内委員会等の更なる機能化を図るとともに、特別支援学校だけではなく、小・中学校や高等学校を含めた、全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上を図る必要があります。
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児及びその家族への支援を「責務」として体制の整備を図る必要があります。
- 離島やへき地など、本県の地理的特性に応じた特別支援教育体制の整備を引き続き行う必要があります。
- 特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実、特別支援学校のセンター的機能の強化のほか、児童生徒の増加による施設の狭隘化や通学バスの長時間乗車などの課題を解決する必要があります。また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じるため、キャリア教育や就労支援、支援機器を活用した指導支援の充実等を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めます。
- 多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な児童生徒を支える校内支援体制、地域支援体制の更なる向上を図ります。
- 県内の全教員等がそれぞれのキャリアステージに応じて特別支援教育に関する知識等を十分に身に付けることができるよう、研修推進体制の充実に努めます。
- 医療的ケア児とその家族に対する支援の充実を図るとともに、医療的ケア児等支援センターをはじめとする、医療、福祉、保健等の関係機関と一層の連携を図ります。
- 本県の地理的特色を踏まえた多様な学びの場の整備に努めます。
- 特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るための教職員の専門性の向上やタブレット端末等の支援機器等の整備、「特別支援学校等教育環境改善検討委員会」で提言された分置に係る整備計画の策定に向けた取組の推進に努めます。

【3 主な取組】

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るために、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組や、交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制の確立などの特別支援教育に関する取組を更に推進する体制を整備するとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用促進に努めます。
- 全ての学校等で、障害のある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シート等の作成・活用、基礎的環境整備・合理的配慮の提供等が行われるよう努めます。
- 通級による指導の充実（特に小中学校における巡回型及び高等学校）と担当者の専門性の向上に努めます。
- 障害の特性に応じた指導の在り方への理解を深めるため、特別支援学校と小・中学校等との人事交流を推進します。
- 医療的ケアが必要な児童生徒等について、（保護者の付添いがなくても）安全・安心に学校で学ぶことができるよう、実施体制の整備に努めます。
- 離島においては、特別支援学校高等部支援教室の開設や離島特別支援教育コーディネーターの配置等により指導・支援の充実に努めます。
- 離島やへき地を有する本県の地理的特性や働き方改革等を踏まえ、オンラインやオンデマンドを活用した特別支援教育に携わる教職員の研修の実施に努めます。
- 特別支援学校においては、学習指導要領や個別の教育支援計画、個別の指導計画等を踏まえた授業改善に関する教職員研修の充実や、ICT機器の活用等による指導・支援の一層の推進、センター的機能の充実と専門性確保に向けた研修の充実に努めます。
また、特別支援学校技能検定の実施や地域の企業、関係機関等との連携によるネットワークの活用など、キャリア教育や職業教育の更なる推進に努めます。
- 「特別支援学校等教育環境改善検討委員会」からの提言を踏まえ、特別支援学校の分置等の整備を計画的に進めます。

Ⅱ-③ キャリア教育の推進

【1 現状と課題】

- 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- キャリア教育の意義や必要性については、学校だけでなく地域社会の意識も高まっており、学校単位での職場体験・インターンシップは公立中高等学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の指導を充実させ、体験をその後の学びや将来設計に生かすことが必要です。
- 各学校では、企業経営者や多様な種の外部人材による講演会等を開催し、自分の生き方について考える機会を設けていますが、講話や出前授業の実施を通して、企業等との連携を深め、「学び」と「実社会」の結びつきを強める取組を進める必要があります。
- キャリア教育に係る高校在学中の体験的な学習の体験率を引き上げる必要があるとともに、多様化する生き方に対応する工夫も必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、「キャリア・パスポート」等を活用し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会を構成する一員として自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進します。
- 子供たちが自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。
- 社会的・職業的自立に向けて必要となる基礎的・汎用的な能力の更なる育成を図り、多様化する生き方に対応します。
- キャリア教育に関する教員の研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
- 勤労観・職業観等を育成するため、企業や経済団体など関係機関との連携の更なる強化を図ります。

【3 主な取組】

- 小学校から高等学校まで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくために、「キャリア・パスポート」の定着を図ります。
- 産業界と連携し、各発達段階に応じた職場体験学習、インターンシップや外部講師による出前授業等の体験的な学習の機会の提供を一層推進します。
- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を全ての学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- キャリア教育に関する教員の研修を学校及び教育委員会が連携して実施します。
- 中学校の職場体験学習について、事前・事後まで含めた学習の充実に努めます。
- 小・中学校等において、学級活動を要としながら、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- 個々の価値観が多様化する中で、生徒がコミュニケーション能力を高めるとともに学業と働くことの関連性への理解を深め、将来のキャリア形成を自ら考える契機となるよう、全ての高校生がインターンシップ等の体験的な学習ができるよう取組を進めます。

Ⅱ－④ 産業教育の推進

【1 現状と課題】

- 本県の公立高等学校（全日制）では、令和4年度で47.4%の生徒が専門学科で学んでおり、全国でも2番目に高い比率です。
- 専門高校の学習成果の発表の場である地区専門高校フェスタでは、小中学生や地域の方々に専門高校の魅力や役割を広く伝えるとともに、高校生の積極性・創造性を育む教育活動を推進しています。
- 資格取得においては、難関資格取得や合格者数で優れた実績を上げる教科もあり、専門的な知識や技術・技能を有する人材の育成を図っています。
- 地域の持続的な成長を支える最先端の職業人育成を担っていくためには、加速度的に変化する産業界における最前線の企業等で、生徒が直接学ぶ機会を提供できるよう、地域の産業界と高等学校が一体となった社会に開かれた教育課程の推進が必要とされています。
- 少子高齢化の進展に伴う生産人口の減少や、地方経済の縮小が進む中、地域や社会の持続的な発展を担う職業人の育成が求められています。
- 中学校の卒業予定者数が減少傾向にある中で専門高校への進学希望者を増やすためには、専門高校の学びの魅力を小中学生に伝える必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成します。
- インターンシップなどの職業教育や地域と連携した探究活動等を通じて、地域や産業界の声を聞くとともに、産業界と高等学校とが一体となって、地域を支える最先端の職業人の育成を行います。
- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、常に学び続ける人材の育成に努めます。
- 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ¹）を備えた人材の育成を図ります。

【3 主な取組】

- 産官学連携によるインターンシップや探究活動を実施する中で、勤労観や職業観の醸成を図り、キャリア教育の推進に努めます。
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進により、社会の課題解決に挑戦するために必要な資質・能力の育成を図ります。
- 県産業教育審議会等の意見を踏まえ、各専門高校の教育内容及び方法の改善等に生かします。
- 授業や実習等でのICT機器の活用により、情報活用能力の育成を図ります。
- 企業や経済界と連携し、本県の産業等についての理解を進め、子供たちに、一人一人が本県の担い手であることの意識を醸成します。
- 専門高校の魅力を小中学生に伝えるために、地区専門高校フェスタ、各高校での体験入学、高校生による小中学校への出前授業等のさらなる充実を図ります。

1 アントレプレナーシップ教育・・・急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称

Ⅱ－⑤ 幼児教育の充実

【1 現状と課題】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組の推進が求められています。
- 粘り強さや意欲など、学びを支える非認知能力等を育むためには、幼稚園や保育所、認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子供が幼児期から質の高い教育を受けることが重要です。
- 幼稚園等では、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育・保育に取り組むことに加え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校教育との円滑な接続を図るよう求められています。
- 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がないなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子供のよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 幼稚園等において、小学校以降の教育を見通し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、その土台となる、非認知能力を含む学びに向かう力、知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎を育成することができるよう、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 特別な配慮を必要とする子供を含む全ての子供のウェルビーイングを高めるという観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、遊びを通して育まれる「自立心」や「協同性」などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園等と小学校等が連携・協働した取組の一層の推進を図ります。
- 幼稚園等、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育ての支援に係る取組を推進します。

【3 主な取組】

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育及び保育が確実に実践されるよう、教諭及び保育教諭、保育士に対する研修の充実を図り資質向上に努めます。
- 幼稚園等と小学校等の教職員が協働し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした連携がなされるよう、幼保小合同の研修を実施し、情報共有の促進や教育課程の編成・実施等の取組の充実を図ります。
- 関係機関と幼稚園等、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、保護者に対する子育てについての情報提供や指導・助言などの子育ての支援に係る取組を促進します。

Ⅱ－⑥ 郷土教育の推進

【1 現状と課題】

- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べ、地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している児童生徒が多いことが分かります。
- 鹿児島を愛し、鹿児島に定着し、様々な分野で活躍する人材を育成するためには、郷土に関心をもち、郷土について知ることが大切です。
- 観光立国推進基本法や観光立県かごしま県民条例などにおいて、観光の振興に寄与する人材の育成が掲げられています。
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 明治維新期をはじめとする本県の歴史や先人の偉業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。
- 高等学校では、地域を題材とした探究的な学びを実践するなど、郷土への誇りや愛着を醸成する必要があります。
- 少子高齢化や過疎化、市町村合併等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、鹿児島の魅力を伝えることができる人材の育成に努めます。
- 我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、日本人としての美德やよさを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進します。
- 地域行事への参加など、地域の中で児童生徒を育成する素地を生かすとともに、青少年社会教育施設や地域の歴史民俗資料館などの利用促進なども含め、郷土教育の推進を図ります。
- 郷土に誇りをもち、未来を担う子供たちを育てるために、教職員が鹿児島の地理・歴史、伝統、文化、豊かな自然等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する教職員の資質の向上を図ります。
- 鹿児島の貴重な伝統文化の継承について、関係機関と連携し、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、観光資源でもある文化財などの郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど、郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。また、我が国や郷土の地理・歴史、伝統、文化、豊かな自然等について理解を深めさせるとともに、国旗・国歌を尊重する取組に努めます。
- 各学校において、授業や学校行事等で、地域と学校がより連携し、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 学校給食における地場産物の活用や、地域の郷土食等の提供などを通して、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めます。

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 「かごしまジュニア検定」について、児童生徒の受検を推奨するとともに、関係機関との連携を図り、郷土教育の推進及び充実を図ります。
- 市町村教育委員会が管内の郷土素材の収集、吟味、教材開発等が行えるよう、事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を推進します。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」や「郷土の先人」、「不屈の心」など、郷土に関する資料の充実を図るとともに、その活用を促し、道徳教育の充実を一層図り、指導事例を学校に配布するなど、郷土教育の充実を支援します。
- 郷土教育に関する教職員の研修の充実に努めます。
- 鹿児島県の豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業などを生かした郷土教育の推進により、鹿児島県の素晴らしさに気付き、誇りをもつとともに、郷土を愛する態度を育み、地域の発展に貢献しようとする青少年の育成に努めます。
- 鹿児島県に縁のあるリーダーとの対話や、先進的な取組を行う県内企業での現地研修やワークショップを通して、今後、様々な分野において、郷土の発展を支える青年の育成に努めます。

Ⅱ－⑦ 教育の情報化の推進

【1 現状と課題】

- 教育の情報化は、「GIGAスクール構想」による児童生徒の1人1台端末や高速大容量通信環境の整備も踏まえ、VUCA・Society5.0時代と言われる急速に変化・発展するこれからの社会やその情報化への対応も求められています。
また、スマートフォンやタブレット端末等を始めとする情報端末、SNSや生成AI等のサービスを活用する機会が増大する中、ネット依存や睡眠時間、視力等に係る問題、著作権の問題、外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪等において、被害者にも加害者にもならないための情報モラルの育成など、早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。
学習指導要領においても、「情報活用能力」は学習の基盤となる資質・能力の一つとして明確に位置付けられ、「情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力」や「情報技術を手段として効果的に活用していく力」、「情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル」の育成の充実が必要です。
- 離島・小規模校を多く有する本県においては、遠隔教育システムにより距離や時間等に制約されない教育等でICTの積極的な利活用が期待されるものの、まだ十分に活用されていない現状です。
また、教育データやICTの効果的な活用は、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への対応にも資するだけでなく、児童生徒一人一人に応じた学びの提供が可能になることと併せ、教職員の校務（授業準備を含む）における負担軽減にもつながることから、さらに推進する必要があります。
- 県教育委員会では、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく文部科学省の「学校教育の情報化の推進に関する計画」（令和4年12月）を踏まえ、令和5年3月に、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策を示した「未来を創る鹿児島『教育の情報化』推進プラン（Ver.1.0）」を策定し、県内で一体となって推進するための体制を整えたところです。
- 令和4年度「学校における教育の情報化等の実態に関する調査」（文部科学省）によると、これまでと同様、本県教員のICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合は、全国平均よりも高い状況にあるものの、授業中にICTを活用して指導することや児童・生徒のICT活用を指導すること、情報モラルなどを指導することについて、「できる」、「ややできる」と回答をした教員の割合は、全国平均よりも未だに低い状況となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力や情報技術を手段として効果的に活用していく力の育成に努めます。
- 生成AI等、技術の発達により新たな情報技術が生み出され、今後も急速に情報社会が発展していくことから、それらを効果的に活用することに加え、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくために必要な、人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 離島や小規模校等が多いことも踏まえ、遠隔教育システムを効果的に活用した授業実践の充実に努めます。
- 小・中・高校の発達段階を踏まえたプログラミング教育や、教科「情報」の指導の充実に努めます。
- 教育データ等の効果的な活用により、個別に最適化されたきめ細かな指導を目指すとともに、校務における活用を含めてICTを積極的に活用した学校の事例の情報発信に努めます。
- 国のICT環境の整備方針等に基づき、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

【3 主な取組】

- 県の教育の情報化に係る「推進プラン」を踏まえた施策の充実に努めるとともに、生成AI等といった情報技術等の発達や教育の情報化の急速な進展状況を鑑み、随時、推進プランの充実・見直し等を行い、県全体で一体となって教育の情報化が推進できるように努めます。
- 教員のICTを活用した指導力を向上させる取組等を充実させます。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等において1人1台端末等を効果的に活用した授業や遠隔教育システムを活用した授業等の実践を推進します。
- 生成AI等、技術の発達により新たに生み出された情報技術等の活用や留意点など、教職員や児童生徒が適切かつ安全に活用することができるよう、教職員への研修や教職員や児童生徒、保護者等への情報提供に努めます。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの方針に係る保護者への啓発に努めます。
- 小・中・高等学校の発達の段階を踏まえたプログラミング教育等の充実に努めるとともに、地域のデジタル人材等の積極的な活用に努めます。
- 教職員が授業や校務において、教育データ等を効果的に活用することにより、児童生徒一人一人に個別に最適化されたきめ細かな指導、教員相互の情報共有や効率的な成績処理などが行えるよう、支援体制の充実、環境の整備を推進します。
- 学校ウェブサイトやオンライン配信の活用などにより、保護者や地域等に教育活動などを積極的に情報発信し、信頼される開かれた学校づくりに努めます。
- 市町村とも連携し、学習者用コンピュータや普通教室における無線LANなど、国の「GIGAスクール構想」や整備方針等を踏まえた学校におけるICT環境の整備に努めます。
- 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備に努めます。

Ⅱ－⑧ 国際理解教育の充実

【1 現状と課題】

- グローバル化の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALTとのティーム・ティーチングによる授業などを通して、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招くなど、外部人材を活用した異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がっています。
- 学習活動の中では、体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。
- 国が英語教員と生徒に求める英語力と鹿児島県の現状には差があることから、英語教員と生徒の英語力を高める必要があります。また授業中における生徒の言語活動を増やす必要もあります。

【2 これからの施策の方向性】

- 小中学校においては、ALT等と実際の生活場面に即したコミュニケーション等を体験することで、外国語に楽しく慣れ親しみ、海外についての興味・関心を高めていくことができるように努めます。
- 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した英語教育の充実を図るため、国の動向を踏まえ、学習指導要領の着実な実施など、計画的な取組を推進します。
- 日本や外国の言語や文化を理解し、日本や鹿児島への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍する資質・能力をもった児童生徒の育成に努めます。

【3 主な取組】

- 小学校における外国語活動及び外国語科の指導を充実させるとともに、中学校とのスムーズな接続や校種を超えた系統的な授業づくりを推進します。
- 小・中・高等学校等において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- ALT等との交流を深めたり、授業中における言語活動を増やしたり、授業以外での外国語使用を増やしたりするなど、児童生徒が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の提供を推進します。
- 我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。
- 高等学校においては、必要に応じて外部機関等と連携し、学校に人材を派遣することにより国際理解教育を支援します。
- 外国語教育及び国際理解教育に関する教職員の研修の充実を図ります。

Ⅱ－⑨ 消費者教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。
このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められており、特に在学中に成年年齢を迎える高等学校段階での指導の充実が課題となっています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。
また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止や自立支援なども含めた消費者行政等についても学習しています。
- 多くの高等学校では、関係機関等と連携し、消費者トラブルを未然に防止するための消費生活講座等を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるよう、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育の充実に努めます。
- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。
- 成年年齢の引き下げに対応した契約の重要性や、消費者保護に関する指導の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。
- 外部の関係機関等と連携し、より実践的な指導の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 小・中学校において、社会科や家庭科を中心として、消費者教育を教育課程に位置づけ、教科横断的な視点での取り組みを推進します。
- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究を推進するとともに、研究校の研究成果の普及に努めます。
- 高等学校では、外部講師による消費生活講座など、社会の変化を乗り越え社会で自立できる消費者教育の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。

Ⅱ－⑩ 主権者教育の充実

【1 現状と課題】

- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という項目では、小・中学校ともに、全国平均を下回る結果となっており、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を育成することが課題となっています。
- 主権者として、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。
- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げを受け、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、多面的・多角的に考察し公正に判断する力を育成するとともに、副教材を活用した学習を行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を、発達の段階等に応じて身につかせます。
- 地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、学習指導要領に基づき小・中・高等学校等において主権者教育の充実に努めます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、主権者教育を教育課程に位置づけ、教科横断的な視点で取り組みます。
- 各教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係機関と連携し、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、発達段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力向上に努めます。

Ⅱ－⑪ 社会の変化に対応した教育の推進

(7) 環境教育

【1 現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」と規定されています。
- 南北600kmに及ぶ広大な県土には、世界自然遺産の屋久島、奄美大島、徳之島を有し、多様で固有性の高い生態系が広がるなど、豊かな自然環境に恵まれており、環境の保全に努める必要があります。
- 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成を図るための環境教育を推進しています。
- 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、ゴミの分別やリサイクル活動、環境美化活動等、体験的な活動を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 持続可能な社会の担い手の育成及びウェルビーイングの向上を図るため、学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。
- 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、学校と地域の人材や関係団体等との連携・協働を図り、地域の特性を生かした自然体験活動の取組を推進します。
- 地域の自然体験活動を通して生物多様性や外来種等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【3 主な取組】

- 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習や、リサイクル、ごみの分別など学校生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 県総合教育センター等で環境教育に関する研修を行い、教職員の資質向上を図ります。
- 世界自然遺産の屋久島、奄美大島、徳之島など、世界に誇る身近な地域の自然について、児童生徒が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。
- 環境教育を推進するための核となる人材の育成を図ります。

Ⅱ－⑪ 社会の変化に対応した教育の推進

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【1 現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進め、ウェルビーイングの向上を図っていくことが必要です。
- 本県では、各小・中学校等が総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施しており、体験学習を行っていない学校でも、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などの学習や、地域の高齢者との交流活動を行っています。
- 高等学校においては、全ての高校生が、家庭科で、乳幼児との触れ合いや車いす等を用いた介護実習を取り入れるなど、乳幼児や高齢者の福祉について基礎的な学習をしており、福祉に関する専門学科を設置している高等学校では、介護福祉士の養成に取り組んでいます。また、ボランティアに関わる体験的な学習は、地域や学校の実態等に応じて実施し、社会奉仕の精神の涵養に努めています。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成や、教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の更なる充実に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

Ⅱ 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

| 項目 | 現状 | 年度 | | | | | 関連施策 |
|---|---|--------|----|--------------|----|------|--------|
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 全国学力・学習状況調査における平均正答数（小中） | 小：国 9.4/14問 算 9.8/16問 中：国10.5/15問 数 7.2/15問 （令和5年度） | | | 各教科で全国平均を上回る | | | ① |
| 授業がよく分かると思う児童生徒の割合（小中） | 小：国 39.4% 算 44.8% 中：国 26.7% 数 33.8% （令和5年度） | | | 各教科で前年度を上回る | | | ① |
| 授業においてICTを活用して指導することが「できる」・「ややできる」教員の割合（小・中・義務・高・特） | 75.6% （令和4年度） | | | 80% | | 90% | ① ⑦ |
| 児童生徒のICT活用を指導することが「できる」・「ややできる」教員の割合（小・中・義務・高・特） | 77.4% （令和4年度） | | | 80% | | 90% | ① ⑦ |
| 授業において「ほぼ毎日」・「週3回以上」、PC・タブレットなどのICT機器を使用して学習している児童生徒の割合（小・中・義務） | 60.7% （令和5年度） | | | 75% | | 90% | ① ⑦ |
| 小・中・高等学校において個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に作成されている児童生徒の割合 | 97.3% （令和4年度） | | | | | 100% | ② |
| 小・中・高等学校において個別の指導計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に作成されている児童生徒の割合 | 97.4% （令和4年度） | | | | | 100% | ② |
| キャリア教育にかかる体験的な学習の在学中の体験率（高） | 50.9% （令和4年度） | | | 80% | | 100% | ③ |
| キャリア教育にかかる職場体験学習の実施率（中） | 79.4% （令和4年度） | | | | | 100% | ③ |
| 地区専門高校フェスタ開催における小中学生の参加者数 | 2,048人 （令和4年度） | 2,000人 | | | | | ④ |
| 幼小接続を意識した架け橋期の教育課程の編成（小） | 23.3% （令和5年度） | | | 50% | | 70% | ⑤ |
| 郷土教育資料「郷土の先人（「不屈の心」を含む）」の活用率 | 100% （令和4年度） | | | （継続） | | | ⑥ |

| 項目 | 現状 | 年度 | | | | | 関連 施策 |
|--|-------------------------------|-----|----|-------------|----|----------|----------|
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 (中) | 47.4% (令和4年度) | | → | 50% | → | 60% | ⑧ |
| CEFR B2レベル相当以上の資格等を有する中学校英語担当教師の割合 | 40.1% (令和4年度) | | → | 全国平均と同程度とする | → | 50% | ⑧ |
| CEFR A2レベル相当の英語力を有すると思われる生徒の割合 (高) | 38.9% (令和4年度) | | → | 45% | → | 50% | ⑧ |
| CEFR B2レベル相当以上の資格等を有する高等学校英語担当教師の割合 (高) | 61.2% (令和4年度) | | → | 全国平均と同程度とする | → | 全国平均を上回る | ⑧ |
| 「話すこと」を評価するパフォーマンステストの実施 (小) | 100% (令和4年度) | | | (継続) | → | | ⑧ |
| 外部の専門機関等と連携した消費者教育講座 (出前授業) の実施率 (高) | 43.8% (令和4年度) | | → | 90% | → | 100% | ⑨ |
| 学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めていると思う児童生徒の割合 (小中) | 小：75.5% 中：74.2% (令和5年度) | 80% | → | | → | 90% | ⑩ |
| 関係機関等と連携した主権者教育講座 (出前授業) の実施率 (高) | 76.6% (令和4年度) | | → | 90% | → | 100% | ⑩ |
| 体験的な環境学習の実施率 (小中) | 100% (令和4年度) | | | (継続) | → | | ⑪ |
| 福祉教育・ボランティア活動に関する体験活動の実施率 (小中) | 100% (令和4年度) | | | (継続) | → | | ⑪ |
| 人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合 (小中) | 小：92.5% 中：89.4% (令和5年度) | | | (継続) | → | | ⑪ |

Ⅲ-① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- すべての公立学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果が公表されています。
- 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」は、全ての公立学校（幼稚園を含む）で取組が行われ、毎年多くの県民が参加するなど、全県的な活動となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 家庭や地域に信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、県民一人一人が鹿児島県の教育について考える気運を高めます。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【3 主な取組】

- 各学校が、日頃の教育活動の情報発信や評価結果の公表など、積極的な情報公開や結果に基づく教科の授業改善をはじめ、学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、各学校が校内におけるPDCAサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう、設置者である市町村教育委員会の積極的な取組を促進します。
- 11月1日から7日までを「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」として設定し、この週間に各学校が授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。
- カリキュラム・マネジメントに関する研修を通して、教育課程を中心に据え、学校教育に関わる様々な取組を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。
- 高等学校においては、令和6年度に各学校が策定するスクール・ポリシーに基づき、地域と連携した学校運営を推進します。

Ⅲ-② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- 管理職の資質向上を図るため、新任・経験者研修のほか、小・中学校等は教育事務所単位で、県立学校は地区単位での研修などを実施しています。
- 「令和の日本型学校教育」の実現に向け、必要な教員を確保するとともに、適切な配置に努めています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育を組織的に行う必要があります。そのため、管理職には、社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもとで指導力を発揮することが求められています。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 中長期的な視点に立ち、計画的な教職員の採用を行うとともに、採用の在り方や多様な選考方法についての研究等を行い、優れた人材の確保に努めます。
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、管理職の登用を含め、教職員等の適切な配置を推進します。
- 学校において、教職員以外の心理や福祉、法律相談等の専門スタッフ等、多様な人材が、それぞれの専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チーム学校」の取組を推進します。
- 特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校との交流研修等を推進します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【3 主な取組】

- 管理職としての人格・識見に優れ、心身ともに健康で、今日的課題に対応できる管理職の登用を図ります。
- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- より専門性の高い教員を確保するため、社会人経験を有する者、教職の経験を有する者、専修免許状や複数の免許状等を有する教員の採用に努めます。
- 活力ある学校教育を実施するため、学校運営上の必要性を考慮した教職員定数の確保や適材適所の教職員配置に努めます。
- 教員業務支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの支援スタッフの配置を促進します。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、コミュニティ・スクールの導入を進め、保護者や地域住民等と情報や課題を共有し、共通の目標やビジョンを設定し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

Ⅲ-③ 学校における働き方改革の推進

【1 現状と課題】

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を、実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。
- 本県においては、平成31年4月から3年間「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、県教委、市町村教育委員会が、「在校等時間の上限等に関する方針」を規則等において制定し、それに基づいた取組を行ってきました。
- 教職員の勤務時間管理については、各学校において統合型校務支援システムやタイムカードなどの導入により、客観的な在校等時間の把握に努めています。

【2 これからの施策の方向性】

- 「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類の徹底や業務の効率化など、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に努めます。
- 各市町村教育委員会と連携し、学校における働き方改革の実効性の向上に努めます。
- 質の高い教員の確保に努めるとともに、教職員等の適切な配置を推進します。

【3 主な取組】

- 学校・教師が担う業務の適正化を図るため、3分類に基づく、具体的な対応策の好事例に関する情報を県教委、市町村教育委員会、各学校で共有します。
- 教育課程について、市町村教育委員会の指導・助言の下、各学校が地域の実情等も踏まえ、学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化を含め、改善を図ります。
- 本県における地域的特性も踏まえつつ、ペーパーレス化や研修・ミーティングのオンライン化など、各学校だけでなく、教育委員会も含めて工夫・改善を行うとともに、優良事例等について、積極的な情報提供や共有を行い、校務のDX化を進めます。
- 学校運営協議会において、学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進めます。
- 産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策に努めます。
- 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底を図ったり、市町村教育委員会の状況を把握したりするなど、取組状況の「見える化」を進めます。
- 教師の持ちコマ数の軽減にも資する小学校高学年の教科担任制の推進や、中学校免許外教科担任の解消など、更なる働き方改革の推進に必要な教職員定数等の確保に努めます。
- 教員業務支援員やスクールロイヤーの活用など、支援スタッフの拡充を図ります。
- 部活動指導員の拡充（地域連携）や学校部活動の地域移行を推進します。
- 教師のなり手を新たに発掘するため、市町村教育委員会・大学・民間企業等と連携・協働した魅力発信や、多様な人材を確保するための教員採用試験の改善等を図ります。

Ⅲ－④ 公立高等学校の活性化

【1 現状と課題】

- 高等学校教育の充実のため、教職員の指導力の向上、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進めるとともに、各学校と地域との連携や特色ある教育活動を推進する必要があります。
- 充足率の低い状態が継続している学校・学科においても、生徒確保に向けた魅力づくりや情報発信などを行っていますが、引き続き地元や学校関係者が一体となった積極的な取組を推進する必要があります。
- 長期的な生徒減少が進む中で、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の維持・向上を図り、地域に信頼され、魅力ある学校にするため、高校の在り方を検討する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒の学力向上、学校の特性を生かした教育活動の充実、学校運営の改善、教職員の資質向上等を推進し、学校の活性化を図ります。
- 学習指導要領や高大接続改革の趣旨を踏まえた指導・評価の工夫・改善を図ります。
- 高等学校の活力や専門性、教育水準の維持向上を図り、地域に信頼され、魅力ある学校にするため、高等学校の在り方について県全体の高校教育振興の視点から検討します。

【3 主な取組】

- 学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）を踏まえた指導により、進学や就職に対応できる学力の向上に努めます。
- 地元自治体、地元企業やNPO法人、大学等との連携を推進し、地域に密着した活動や特色ある教育活動等に取り組み、学校の活性化を図ります。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化を推進します。
- 研修の充実や教職員の人事評価制度、教職員表彰制度等により、教職員の意欲を高め、資質向上を図ります。
- 県立初の併設型中高一貫教育校である楠隼中学校・楠隼高等学校においては、広く県内外から生徒を集め、特色ある教育内容に基づく多様な教育活動の展開により独自の校風確立に努め、全人教育を推進します。
- 今後の県立高等学校の在り方については、学科や地域の実情を踏まえ、個別にその在り方を検討します。
- 各高等学校が、スクール・ポリシーに基づく自主的・自律的な取組が進められるよう、学校運営に関する学校裁量の拡大を図りながら、必要な助言・支援を行います。

Ⅲ－⑤ へき地・小規模校教育の振興

【1 現状と課題】

- 本県の公立小・中学校の約40%はへき地等にあります。また、小学校の約67%は11学級以下の小規模校であり、小学校232校、中学校31校、義務教育学校6校が複式学級を有しています。児童生徒の約8人に1人はへき地等の小規模校で学んでおり、本県教職員の約4人に1人はへき地等の学校に勤務しています。
これらの現状に対応するため、複式学級担任や中学校臨時免許状所有者等を対象とする研修を行っています。
- 県内の市町村では山村留学を実施しており、令和5年度は首都圏を中心に全国各地から281人の児童生徒を山村留学生として受け入れています。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源があり、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の自然や伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

【2 これからの施策の方向性】

- ウェルビーイングの向上を図るために、へき地・小規模校ならではのよさを積極的に生かした特色ある教育活動を推進するとともに、オンライン等のICT活用により、教育環境を補うような取組を進めます。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。
- 市町村が実施している山村留学の円滑な受け入れを推進します。

【3 主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- ICTを活用した遠隔合同学習の実施や、大規模校との交流学习及び複数の小規模校による集合学習の推進を図ります。
- 1人1台端末等を活用した効果的な授業改善を図ります。
- 関係市町村と連携を図り、山村留学及び小規模校特別認可制度等の情報について県教育委員会ホームページ等で広報し、へき地・小規模校の活性化に努めます。
- へき地等で行う研修や県総合教育センターが行う研究提携事業、複式学級担任や中学校臨時免許状所有者等を対象とした研修の一層の充実に努め、へき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上に努めます。

Ⅲ-⑥ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、高度な専門職である教員としての確かな力量など、教職員の資質を総合的に向上させることが求められており、このことが、信頼される学校づくりにもつながります。
- 教職員の資質向上を図るため、かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画を踏まえ、養成、採用、研修の各段階での取組の充実を図っています。
 - ・ 養成段階では、県教員資質向上協議会等における大学等との連携を図り、大学において質の高い教員養成が図られるような取組を行う必要があります。
 - ・ 採用後の研修段階では、初任者研修や経験年次別研修、新任校長などの職務別研修を行うとともに、カウンセリングに関する研修など、教職員の希望に応じて受講できる様々な研修を実施しています。今後も主体的に学び続ける教職員を育成するため、課題に応じた研修を充実させていく必要があります。
- 学校職員の服務規律の厳正確保については、本県教育界をあげて取り組んでいますが、不祥事の根絶には至っていません。学校職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持できるよう指導と研修の充実に努めています。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員の人事評価を一層充実させ、教職員一人一人の資質向上を図り、学校組織の活性化に努めます。
- かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 教職員としてふさわしい優れた人材を確保するとともに、適切な人事管理に努めます。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

【3 主な取組】

- 適正な人事評価を行うため、管理職研修会において、評価者としての資質向上を図ります。
- 教師の質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教員研修の高度化を進め、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える取組を推進します。
- かごしま県教員等研修計画に基づき、研修履歴の確実な記録を行うとともに、管理職との対話に基づいた研修の受講奨励が行われるよう、適切な指導助言に努めます。
- かごしま県教員等育成指標の理解促進を図り、教職員のライフステージに応じた各種研修の改善・充実に取り組むとともに、オンラインによる研修も活用しながら、校内研修や総合教育センターの機能を生かした研修の高度化を図ります。
- 教職員の意欲及び資質の向上を図るため、優れた実績を上げた教職員及び教職員組織を優秀教職員として表彰します。
- 質の高い教員確保のため、大学等との連携による現役大学生を対象とした教員養成講座や潜在教員（いわゆるペーパーティーチャー）を対象とした講座等の取組を進めます。
- 児童生徒性暴力、ハラスメント等の根絶に向けて、教育委員会等の研修を行います。

Ⅲ-⑦ 安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 公立学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全・安心を確保することなどが極めて重要です。
- 公立学校施設の建物構造体は全て耐震化されましたが、市町村においては、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策など、非構造部材の耐震化が完了していませんことから、耐震化を図る必要があります。
- 建築後45年以上経過した公立学校施設における非木造建築物の保有面積は、令和4年5月1日現在、市町村立学校で約36%、県立学校で約51%となっており、今後ますます増加するため、建物の長寿命化などの対策が必要になっています。
- 県内の全ての学校においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、様々な災害を想定し校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等を実施しているところです。
今後も引き続き児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断と臨機応変な行動がとれるよう指導する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 非構造部材について耐震化を図ります。
- 社会状況の変化や多様な学習活動等に対応できるよう、老朽化した学校施設の教育環境向上と長寿命化を図ります。
- 関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制整備を推進します。

【3 主な取組】

- 市町村立学校における非構造部材の耐震化について、市町村教育委員会に対し早期の耐震化を要請します。
- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な改築や改修整備を行うとともに、建物法定点検等により施設の安全確保を図ります。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- すべての学校において、実態に応じた危険等発生時対処要領を作成するとともに、随時見直しを行い、最新の情報に更新するよう努めます。
- 学校と家庭、地域が連携し、児童生徒自ら緊急時に正しい判断と臨機応変な行動がとれるような指導體制の充実に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報等の児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件、事故からの安全確保を図ります。

Ⅲ－⑧ 「学びのセーフティネット」の充実

【1 現状と課題】

- 家庭の経済状況に関わらず、全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、切れ目のない経済的支援や学習支援等の総合的な対策を進めることが重要です。
- 経済的困難を抱える家庭の子供もしっかりとした学力を身に付けることができるよう、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的支援、地域住民等の協力による学習支援等の総合的な対策を進めることが求められています。
- 本県の就学支援制度の対象となっている小中学生の割合は、全国平均よりも高い状況ですが、実施主体である市町村では、制度の拡充などを行っているところです。
- 高校卒業後の家計における教育費負担の軽減を図るため、本県独自の奨学金制度を実施しており、国においても令和2年度から高等教育の修学支援新制度が実施されています。
- 戦後の混乱期等で義務教育段階の学びが十分でない者、不登校等の理由により十分な教育を受けられないまま卒業した者等に対して、夜間中学などの就学機会を提供することが求められています。
- 日本語指導が必要な児童生徒は、令和3年度文部科学省調査では、全国で5万人以上であり、本県でも42人が在籍しており、今後、児童生徒の実情に応じた支援が必要となってくることが考えられます。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭の経済状況や地理的条件等に関わらず、安心して教育を受けられるような環境づくりを図ります。
- 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、経済的理由により、就学を断念することがないように、必要な支援を行います。
- 生活困窮世帯の子供は、自尊感情の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上などの生活面の課題を抱えている場合があることや、子供との関わりが少ない親等の養育に関する課題があるため、子供の居場所の提供や親への養育支援等、地域における家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携を進めます。
- 教育機会確保法に基づき、年齢や国籍等に関わりなく、様々な人々のニーズに対応した教育機会の提供に努め、ウェルビーイングの向上を図ります。

【3 主な取組】

- 市町村に対し、義務教育に係る教育費について、就学援助の充実等の要請を行うとともに、市町村と連携し、制度の更なる周知を図っていきます。
- 市町村に対し、学校給食費について、助成の充実等の要請を行うとともに、国の動向等について情報提供を行うなど、必要な助言、支援を行っていきます。
- 高校生等のいる保護者に対して、国の制度などを活用し、高等学校等における教育費の負担軽減を図るとともに、必要とする生徒が確実に支援を受けることができるよう、制度の周知に努めます。
- 高校卒業後の家計における教育費負担の軽減を図るため、本県独自の奨学金制度を適切に運用するとともに、国の制度の周知を図ります。

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 子供の貧困対策については、学校をプラットフォームとした総合的な対応を図るため、福祉等の関係部局やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら、学校・保護者に対して、支援事業や教育相談等の情報発信を行います。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、研修会や関係機関で連携するための協議会を開催するなど、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へより効果的な対応ができるように努めます。
- 地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられる環境づくりを推進します。
- 生活困窮世帯に対する子供の学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、子供等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整に努めます。
- 夜間中学において、外国籍の方を含む入学希望者のニーズを踏まえた教育活動の充実を図るとともに、広く県民への周知・広報に努めます。
- 日本語指導が必要な児童生徒への実情に応じた支援が行えるよう、教員研修の充実に努めます。

Ⅲ－⑨ 私立学校教育の振興

【1 現状と課題】

- 私立学校は、各校独自の建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開し、特に、幼稚園児の約84%が私立幼稚園に、高校生の約35%が私立高等学校に通っているなど、本県教育の中で重要な役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。
- 少子化に伴い、中学校の卒業生数は平成元年度をピークに減り続けており、令和5年3月の約1万5千2百人から、令和10年3月には約1万4千9百人と、今後5年間で更に約3百人の減少が予測され、私立高等学校の学校経営は厳しい状況となってきました。それぞれの私立学校が、社会情勢の変化や多様化する県民ニーズに応じた魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開し、教育の質の向上にも取り組みながら、公立学校とともに本県の学校教育の中で重要な役割を果たしている私立学校の教育条件の維持・向上、健全な発達を図るとともに、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。

【3 主な取組】

- 教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、学校運営等を行っている学校法人に対し、支援を行います。
- 私立高等学校の生徒に係る修学上の経済的負担を軽減する観点から、授業料等の減免を行う学校法人に対し、支援を行います。
- 独自の特色ある教育、きめ細かな指導、活発な文化・スポーツ活動などの魅力ある私立学校づくりに取り組む学校法人に対し、支援を行います。
- 私立専修学校における専門的技術等の職業教育に取り組む学校法人に対し、支援を行います。
- 児童・生徒の安全確保の観点から、私立学校の耐震化の促進を図ります。

Ⅲ-⑩ 魅力ある県立短期大学づくり

【1 現状と課題】

- 県立短期大学においては、少人数の特長を活かしたきめ細かな教育及び就職活動支援や、海外の大学における異文化体験の授業等により、学生の学力・資質の向上に努め、地域社会の幅広い分野で活躍する人材を数多く輩出しているほか、地域住民の生涯学習意欲の高まりに応じ、公開講座、奄美サテライト講座を開設するなど、地域に根ざした県立短期大学づくりに取り組んでいます。
- 県内の高等教育機関は、人材育成や産業振興など、地方創生にとって重要な役割を担うことが期待されており、県立短期大学については、将来の鹿児島を支える人材を育成する場として、時代の要請に対応した教育内容や教育方法の充実などが必要となっています。また、地域や社会の知の拠点として、住民の生涯学習を支援するとともに、地域や社会の課題を共に解決し、地域の活性化へ積極的に貢献することが求められています。
- 予測困難で変化の激しい時代を迎え、教育の高度化に不可欠な教育DXと、その推進に有効な手段として期待されている生成AIをはじめとする技術革新やグローバル化が、さらに進展するとみられます。それに加え、本格的な人口減少社会が到来する中で、高等教育においては、学生に幅広い知識と教養、主体的に時代の変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には、自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが重要となっており、県立短期大学においても、これらの力を育成する取組をさらに強化する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 予測困難で変化の激しい時代の要請に対応するとともに、持続可能な社会の創り手を育成するため、鹿児島の魅力を活かす教育、高度情報化やグローバル化に対応する教育など、時代の要請に対応した教育内容や教育方法の充実などに取り組むとともに、地元企業等と連携した人材の育成及び定着に取り組み、地域住民のリカレント教育にも貢献する魅力ある県立短期大学づくりを推進します。

【3 主な取組】

- 文理融合による情報教育などの教養教育と専門教育のバランスのとれた質の高い教育、鹿児島の魅力を伝える講義や体験学習の実施など鹿児島の魅力を活かす教育、国際感覚の涵養を目的とした学生の海外研修や海外留学の実施及び語学学習の自学自習支援など国際化に対応する教育の充実に努め、課題探求・解決能力を有し、持続可能な社会の創り手として将来の鹿児島を支える人材の育成に努めます。
- 外部の公的評価機関による認証評価結果と県立短期大学の外部評価委員会による評価結果を基に、教育の内容・方法の改善や施設整備等の充実に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

| 項目 | 現状 | 年度 | | | | | 関連 施策 |
|------------------------------------|--|------|----|------|----|------|----------|
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 学校関係者評価の実施率及びその結果の公表 | 99.5% (令和4年度) | 100% | | | | | ① |
| 校種間連携による教科等の研修会の実施 | 100% (令和4年度) | | | (継続) | | | ② |
| 学校職員の1か月当たりの時間外 在校等時間が45時間以内の割合 | 小学校：81.0% 中学校：71.2% 高等学校：89.5% 特別支援学校： 95.5% (令和4年度下半期) | 100% | | | | | ③ |
| へき地・小規模校における職員の 資質向上のための研修実施率 | 100% (令和4年度) | | | (継続) | | | ⑤ |
| かごしま県教員等育成指標及びか ごしま県教員等研修計画の活用 | 100% (令和4年度) | | | (継続) | | | ⑥ |
| 屋内運動場等の照明器具などの落 下防止対策実施率 | 85.3% (令和5年4月) | | | 94% | | 100% | ⑦ |
| 避難訓練等を年3回以上実施して いる学校の割合 | 100% (令和5年度) | | | (継続) | | | ⑦ |

IV-① 地域を支える次世代の人づくり

【1 現状と課題】

- 本県には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、各地域において、各種団体等による子供の育成に関する様々な活動が行われています。
- 本県では、異年齢による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する地域塾や子供会、ジュニア・リーダークラブ等、青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。
- 将来を担う新規学卒者の県外流出が続いているため、将来鹿児島に住んで、鹿児島の発展を支えようとする人材を育成する必要があります。
- これまでも全ての市町村において、地域学校協働活動への取組により地域と学校が連携・協働して活動できる体制が構築されてきていますが、取組の割合が高い活動内容もあれば、そうではない活動内容もあります。また、コミュニティ・スクールの導入を進める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 異年齢による青少年組織である「かごしま地域塾」を県内全域へ展開し、学習活動や体験活動、精神鍛錬等を通して、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子供を育成します。
- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域が一体となった活動を推進し、地域を支える人材を育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生・青年層のリーダー育成や大人の指導者の養成を図ります。
- 本県の偉人の足跡や教育的風土、伝統を生かした、幅広い視野と高い見識を養う取組等を通して、様々な分野で地域社会をリードする人材を育成します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進します。

【3 主な取組】

- 子供たちが思いやりや自律心などを学ぶ「かごしま地域塾」の県内全域への拡大・普及を図るとともに、模範的な活動に取り組んでいる「優れた地域塾」の認証や指導者育成のための研修を実施し、地域塾活動の質的向上を図ります。
- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダー育成や大人の指導者養成のための研修会を実施します。
- フィールドワーク等を通して、鹿児島の歴史、伝統、文化、産業、地域の特性等を理解し、郷土を愛し、地域の発展に貢献しようとする青少年の育成に努めます。
- 鹿児島に縁のあるリーダーとの対話やワークショップ等を通して、今後、様々な分野において、郷土の発展を支える青年の育成に努めます。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等を対象にした研修会を実施します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の実践例をもとに、今後の地域と学校の連携・協働の在り方等の理解を深め、充実を図るための広報・啓発に努めます。

IV-② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【1 現状と課題】

- 学校がスクールガードに委嘱している人数は、平成21年度以降増加しており、地域全体で子供の安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。
子供の見守り活動が形骸化することがないように、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。
- 学校や通学路における登下校中の交通事故や地震・風水害等の自然災害、学校内外での不審者による事案が発生した際の初動対応や事後対応等、学校での危機管理の在り方が課題となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 市町村教育委員会、関係機関及び関係団体等との連携を強化し、地域全体で子供の安全を見守る体制を整備します。
- 学校で安全教育や安全管理を推進する立場にある教職員等に対する講習会等の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、地域全体で子供の安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会を県内全地区で開催し、児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 学校安全活動状況調査を毎年実施し、学校における防犯教室等の実施状況に応じた市町村教育委員会等への指導・助言に努めます。
- 「登下校防犯プラン」や「学校安全マップ」等をもとに、教育委員会・学校、家庭、地域、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携し、学校や地域の実情に応じた児童生徒の安全確保体制の強化を図ります。
- 学校で防犯教室、防災教室、交通安全教室、学校安全教室等の講師となる教職員に対する講習会の充実に努めます。

IV-③ 家庭教育支援の充実

【1 現状と課題】

- 家庭は、「子供たちの健やかな育ち」の基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点とされています。
乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で、家庭は重要な役割を担っています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。
- 本県では、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、全国にさきがけ、昭和40年から毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めており、近年、家庭の教育力の重要性は増しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 子供を育てる上で不安を感じる等、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援員等の人材養成及び活用を図ります。
- 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。
- 市町村、学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携・協働し、家庭教育支援を推進します。

【3 主な取組】

- 地域の実情に応じた地域ぐるみの家庭教育支援の取組が広がるよう、家庭教育啓発資料を工夫改善し、地域全体で家庭教育を支援していく気運の醸成を図ります。
- 家庭教育に関するニーズを的確に把握し、研修会の内容を工夫・充実させ、家庭教育を支援する人材の養成と資質向上を図り、地域での活動の場が創出されるよう努めます。
- 家庭教育学級等における保護者の参加促進や、子供の年齢に応じた研修の充実等を図ります。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携・協働し、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして、課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。
- 本県の良き伝統である地域社会での人と人とのつながりや「家庭の日」の取組を生かし、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。

〔計画期間における数値目標〕

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

| 項目 | 現状 | 年度 | | | | | 関連 施策 | |
|--------------------------------|-------------------|------|--|--------|----|-----|----------|---|
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | | |
| 小中学校等における地域学校協働活動の実施校の割合 | 97.4% (令和4年度) | | | | | → | 100% | ① |
| 「優れた地域塾」の認証数 | 59団体 (令和4年度) | 65団体 | R7以降の目標は、 次期かごしま子ども未来プラン 策定時に目標を設定 | | | | ① | |
| 【再掲】 避難訓練等を年3回以上実施している学校の割合 | 100% (令和5年度) | | | (継続) | | | → | ② |
| 市町村における家庭教育支援員の活用延べ人数 | 2,160人 (令和4年度) | | → | 2,300人 | | → | 2,400人 | ③ |

V-① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する必要があります。
- 全ての人が、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。
- 本県では、かごしま県民大学中央センターを中核施設として、生涯学習の充実に努めていますが、県民の多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題等に応えるため、大学や市町村等との連携を更に強化し、学習機会の提供、学習情報の提供を行っていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害の有無にかかわらず、県民の誰もが、生涯にわたって学び続けられる環境づくりに取り組みます。
- 「鹿児島県読書バリアフリー計画」に基づき、視覚障害者等による図書館の利用体制の整備やインターネットを利用したサービスを提供できるよう、体制づくりに努めます。
- 市町村等におけるICT機器等を有効に活用できる指導者等を養成するとともに、デジタルデバイド解消に向けたデジタル人材の育成を通じて、ICT機器等を活用した生涯学習を推進します。
- 大学等との連携を更に充実させ、県民の多様化・高度化するニーズや現代的課題に対応した学習機会の提供を図るとともに、地域社会において学習成果を幅広く活用できる体制づくりに取り組みます。

【3 主な取組】

- 多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を県内各地で提供し、障害の有無にかかわらず、生涯にわたって学び続けられる環境をつくります。
- 図書館や博物館、公民館等の社会教育施設における講座や研修会の充実を図ります。特に、地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある公民館の活動を支援します。
- 「鹿児島県読書バリアフリー計画」の策定について市町村へ周知するとともに、市町村でも策定に向けて取り組むよう啓発します。
- 市町村等の生涯学習・社会教育関係者等を対象として、ICT機器等を活用した研修の充実を図り、それらの機器等を有効に活用できる指導者等を養成するとともに、デジタルデバイド解消に向けたデジタル人材の養成を進めます。

V-② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- すべての県民が、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、明るく豊かで活力ある生活の実現にもつながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 本県では、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ振興かごしま基本方針をもとに、令和5年度に「第2期マイライフ・マイスポーツ運動」を策定し、スポーツの楽しさや感動を味わい、生涯にわたって健康で活力ある生活を実現することを目指した取組を展開しています。その結果、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ県民が増えています。
- 本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率を向上させるためには、総合型地域スポーツクラブ等の活動だけでなく、スポーツ活動を促進する更なる取組、特に女性、ビジネスパーソン世代が気軽に取り組むことができる環境づくりが必要です。
- 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」を一過性のスポーツイベントに終わらせず、開催を契機として県民の積極的なスポーツ活動への参加やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興し、県民の健康増進や体力向上を図り、スポーツを生かした地域づくりを推進することが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 県民の誰もが、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、明るく豊かで活力のある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ります。
- 「する」「みる」「ささえる」など、多様化する県民のスポーツに関するニーズに適切に応え、県民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 市町村や公益財団法人鹿児島県スポーツ協会をはじめとする各関係団体と連携・協働して取組を行います。

【3 主な取組】

- 県のホームページ、SNSや広報誌等による普及・啓発活動に加え、市町村、関係部局、関係団体との連携を充実し、広く県民に周知が図られるように努めます。
- 総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障害者や女性も取り組みやすいスポーツイベントや親子で体を動かすイベント開催等の環境づくりを促進します。
- 県スポーツ協会や県総合体育センターと連携し、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を推進するとともに、活動実態や運営実態の把握を行うことで、ガバナンス向上を目指し、総合型地域スポーツクラブの質的な充実を図り、持続可能な運営体制となるよう支援に努めます。
- 市町村担当部局や学校と連携し、総合型地域スポーツクラブなどの地域のスポーツ団体が、地域クラブ活動など地域のスポーツ活動を担えるよう環境づくりを推進します。

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 公立学校の体育施設を県民がスポーツ・レクリエーション活動に利用できるよう、各学校の協力を得て、その開放に努めます。
- スポーツ推進委員研修会、学校部活動及び地域クラブ指導者研修会、県総合体育センターが主催する各種指導者研修会等において、県民の多様なニーズに対応できるよう、本県のスポーツ指導者の資質向上に努めます。
- 有識者の専門的な知見を施策に反映させるとともに、市町村や関係団体と連携して取り組みます。

また、スポーツ基本法に基づき設置された鹿児島県スポーツ推進審議会において、進捗状況や取組の成果などについて評価を行います。

V-③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 令和3年3月に策定した「2023鹿児島国体に向けた競技力向上3か年計画」に基づき、少年選手の発掘・育成・強化，選手強化体制の充実等に重点を置き，競技力の向上に取り組み，「燃ゆる感動かごしま国体」では，男子総合成績・女子総合成績ともに第2位という成績を残すことができました。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」に向けた取組から得た少年選手の育成や指導者養成のノウハウ，地域や企業との結びつき等を継承し，更なる競技力向上やスポーツ振興が図られるよう，長期的な好循環を生み出す取組を充実させていく必要があります。
- 特に，少年選手については，ターゲットエイジに焦点を絞った特定の世代の強化に偏らず，幅広い年代への継続的な取組を検討する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 「燃ゆる感動かごしま国体」で高められた競技力の維持・定着に努め，これまでに築いてきた中央競技団体とのつながりを生かし，国際大会や国民スポーツ大会等で活躍できる選手や団体の重点的な強化を図ります。
- 各競技団体や関係機関と連携を図りながら，県民のスポーツに関する意識の高揚や競技団体組織の活性化などに努めるとともに，育成・強化されたアスリートが，競技生活終了後に指導者として県内の次世代アスリートを育成する競技力向上の長期的好循環を生み出すため，競技力向上の土台となる組織と環境を充実させ，アスリートの発掘・育成・強化と指導者の資質向上を推進します。

【3 主な取組】

- ジュニア育成のための競技スポーツ教室を開催し，育成競技の活性化と競技人口の拡大を図ります。また，有望なジュニアアスリートを対象に，県外遠征，強化合宿等への支援や優れた競技力を有するアスリートの強化指定校等への継続的な派遣などの取組を実施し，ジュニア期の競技力の向上を図ります。
- 競技団体の核となる指導者のスキルアップを図るため，全国トップレベルコーチや各専門分野の講師の招へい，最新トレーニングや指導法について学ぶための県外派遣等を行い，指導者の資質向上に努めます。
- 鹿屋体育大学と連携し，最先端のデジタル技術を活用するなど，スポーツ医・科学分野のサポートの充実を努め，効率的・効果的な競技力の向上を図ります。
- 県スポーツ協会と連携し，各種委員会や競技団体間の連絡会，ドーピング防止教育の講習会等を通して，競技団体のガバナンス構築とコンプライアンスの徹底に努め，指導体制の支援・充実を図ります。

V-④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実

【1 現状と課題】

- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備は進んできていますが、地域によって文化芸術に接する機会に差があります。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、国内外で活躍する若手アーティストや、文化芸術活動の指導者など、文化芸術を支える人材を育成する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 全ての県民が、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。
- 文化芸術の振興を支える人材を育成するため、研修の充実や人材情報の提供等に努めます。
- 文化芸術を通して、国内外との交流促進と情報発信に努めます。
- 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子供が文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 子供の頃から身近な場所で良質で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- 県民が、身近なところで主体的に文化芸術の創造活動に取り組めるよう、活動成果を発表する場の提供や文化芸術活動に対する支援を図ります。
- 霧島国際音楽祭による若手音楽家の育成をはじめ、様々な芸術分野の優れたアーティストの発掘促進やワークショップの開催などにより、国内外で活躍できる人材の育成を図ります。
- アーティストの文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場に関する情報の提供、様々な芸術分野の指導者やスタッフなど、文化芸術を支える人材の育成を図ります。
- 国内外との交流により、相互の文化芸術への理解を促進するとともに、質の向上を図ります。
- 国内外で活躍するアーティストによる演奏会、展覧会、実技指導や共同制作等の実施など、文化あふれる鹿児島を発信します。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 図画や作品コンクール等への参加の奨励や、美術館や博物館等で開催される特別展等の観覧を促進します。

V-⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用

【1 現状と課題】

- 本県には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、方言、史跡など、多くの文化資源がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- 文化芸術により生み出される様々な価値を継承、発展及び創造に活用していくことが重要です。このため、御楼門が復元された鹿児島（鶴丸）城跡などの歴史的遺産や芸術作品、県有文化施設、地域に残る伝統文化や特色ある食文化などの文化資源を生かし、観光・まちづくりなどと一層連携を図っていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 郷土芸能や伝統行事、方言、史跡など、県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図るとともに、観光、まちづくりなど関連施策との連携により、地域の個性を生かした地域づくりを推進します。
- 学校における伝統文化に接する機会の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 地域固有の豊かな文化資源を活用し、郷土に誇りを持つ心を醸成するとともに、県ゆかりの芸術作品や史跡、郷土芸能、伝統行事、郷土料理等の鹿児島の歴史・文化の保存・継承や、これらを生かした地域づくりの促進など、観光資源としての魅力向上、まちづくりへの活用等に取り組みます。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演機会を増やし、子供の参加を促進するとともに、関係団体や地域の高齢者などと連携し、貴重な地域文化である方言の継承を図ります。
- 国指定史跡「鹿児島城跡」の魅力発信や保全整備に取り組むとともに、同城跡や御楼門を生かした地域づくりや観光資源としての活用を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。

V-⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 南北600kmに及ぶ広大な県土を有する本県には、全国第1位の数を誇る国の特別天然記念物などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。また、鹿児島には、国内外で価値を認められた資源が豊富で、3つの世界遺産とユネスコ無形文化遺産、日本遺産などがあります。
- 子供たちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 本県の多様な歴史・文化を掘り起こし、後世に伝えていくためには、文化財の分野に偏りのない網羅的な調査・研究が必要です。また、文化財の調査・研究に当たっては、価値の適切な評価のため、方法・内容の充実、体制の構築や調査報告書等の公開が求められます。
- 文化財を将来へ保存・継承していくためには、適切な記録とその保存、専門家等による現況の確認等が必要です。また、過疎化、文化財所有者等の高齢化による担い手不足などにより、失われつつある地域の文化財の保存・継承が課題です。
このことから、未指定を含めた文化財の保存・継承のためには、地域社会全体で適切な保存・継承につなげていく取組が必要です。
- 文化財の保存の措置である修理等の実施を含む、所有者等の維持管理に係る経費負担が課題です。また、文化財公開のための設備整備に関しても、多額の経費を要することから、民間を含めた多様な財源に関する情報収集が必要です。
- 県や市町村においては、専門職員の継続的な配置と資質向上が不可欠であり、幅広い文化財に対応できる人材の確保も重要であることから、大学や民間企業等との連携が必要です。また、博物館等においても、学芸員の配置・育成と情報発信の促進が求められます。
- 文化財を活用した教育・地域振興・観光振興等の様々な期待に十分に応えられていない現状から、先端技術を導入した展示等の工夫等により、文化財の価値を的確に伝えることが求められます。また、学校教育においては、文化財を郷土教育の素材として取り入れるなど、郷土教育の充実が求められます。

【2 これからの施策の方向性】

- 郷土にある未指定を含めた文化財の幅広い保護、文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの促進、観光資源としての魅力向上、文化財を地域のよりどころとして、文化財の保存・活用に地域社会全体で取り組める環境づくりを推進します。
- 次世代に継承すべき文化財について、将来的な価値を見越した幅広い調査等を行い、調査成果等の活用促進のための環境整備を図ります。
- 幅広い情報収集による積極的な文化財の指定・登録等の制度を活用するとともに、文化財愛護思想の普及による地域社会全体での文化財の保存と継承を図ります。
- 目的に応じた適切な補助事業・助成事業の活用により、計画的な文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財行政における専門職員の適切な配置と資質の向上、文化財に関する専門的な知識を有する外部人材の掘り起こしと積極的な活用を図ります。

- 他の行政部門との緊密な連携による文化財の地域資源としての活用，広域的視点による文化財の保存と活用の推進，文化財を活用した学習の場の提供，地域の文化財等の学校教育・地域活動への活用などに取り組みます。

【3 主な取組】

- 文化財の保護に当たっては，指定・未指定にかかわらず，地域の文化財の総合的な把握を行い，各市町村と連携を図り，外部の専門機関等への委託を含め，調査・研究の方法・内容の充実を図ります。また，調査結果等の積極的な公開に努めます。
- 文化財の指定・登録等については，市町村との連携を密にしながら幅広く情報収集に努め，積極的に推進します。また，文化財の保存・継承については，文化財建造物の価値等を維持した上での商業施設としての活用や史跡の公園整備等を進めるとともに，担い手不足が深刻な問題となっている無形民俗文化財については，民俗芸能の発表機会の提供，継承活動の取組の紹介等を行います。
- 指定文化財等に対しては，国及び市町村と連携し，必要経費や修理等の緊急性等を勘案して，事業の計画的な推進に努めます。また，民間団体の助成事業やふるさと納税等の制度について，積極的に周知を図り，活用を促します。
- 市町村や博物館等への専門職員・学芸員については，計画的な採用・配置を働きかけ，県全体で文化財の保存・活用に係る体制強化を図ります。また，市町村職員を対象とした研修を実施し，スキルアップを図るとともに，文化財の保存・活用に関する知見を持つ民間企業等に関する情報収集や，大学の研究者等の外部人材を活用します。
- 観光・地域振興関係部局等への情報提供を通して，文化財を活用した観光振興・地域振興が進むよう，必要な取組・支援を行います。また，県立博物館，県立埋蔵文化財センター，鹿児島県上野原縄文の森及び市町村の歴史民俗資料館等において，より分かりやすい文化財の公開や様々な媒体を用いた積極的な情報発信に取り組みます。さらに，学校への出前授業や体験学習だけでなく，大人を対象とした展示や講演会等の充実を図るとともに，より多くの県民が継続して郷土の文化財に触れ，学び，楽しめるような機会の充実に努めるなど，文化財の活用を推進します。

〔計画期間における数値目標〕

V 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

| 項目 | 現状 | 年度 | | | | | 関連 施策 |
|--|--|---------------------------|-------------|------|------|------|----------|
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| かごしま県民大学中央センターの 年間利用者数 | 約1万7千人 (令和4年度) | | (年間1万8千人以上) | | | | ① |
| 成人が週1回以上スポーツをする 割合 | 51.8% (令和2年度) | | | | 60% | | ② |
| 国民スポーツ大会天皇杯順位 | 2位 (令和5年度) 14位 (令和4年度) 15位 (令和元年度) | 新たな県競技力向上計画の 策定時に目標を設定 | | | | | ③ |
| 【再掲】 芸術・文化体験活動を実施してい る学校の割合 (小中) | 小学校90.3% 中学校89.7% (令和4年度) | | | | 100% | | ④ |
| 県指定文化財の指定件数 | 314件 (令和4年度) | | | 335件 | | 345件 | ⑥ |
| 上野原縄文の森の年間利用者数 | 12万8千人 (令和4年度) | | (年間13万人以上) | | | | ⑥ |
| 県立博物館の年間利用者数 | 11万3千人 (令和4年度) | | (年間13万人以上) | | | | ⑥ |

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育委員会制度については、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題があったことから、平成26年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しい教育委員会制度がスタートしました。

新しい制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置や、教育委員による新教育長へのチェック機能の強化のほか、地方公共団体の長による、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）の策定、地方公共団体の長と教育委員会による総合教育会議の設置などが盛り込まれ、本県においても、平成27年度から新教育長や総合教育会議が設置され、同年には、鹿児島県教育大綱が策定され、毎年度、総合教育会議が開催されています。

県教育委員会では、これまで、教育委員会の会議の透明性を高めるため、教育委員会の会議の原則公開、会議の開催日時や議決事項の公開、鹿児島市以外での教育委員会の開催などを行い、また、地域住民の意思を反映するため、学校訪問や地域住民等との意見交換会などを行ってきたところです。

今後も、教育委員会の機能強化・活性化や教育委員会と知事部局の連携等の推進に努めます。

また、教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、教育委員会の活動を支える事務局職員の資質・能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に、優秀な人材を確保するとともに、その資質向上に努めます。

2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働

子供の健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者がそれぞれ、子供の教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、家庭・地域に加え、企業等との連携・協働による、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たすことことから、本計画においては、第3期計画から引き続き、第4章「本県教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働」を掲げたところです。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、様々な取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

多岐にわたる教育課題に対応するためには、知事部局、大学やNPO法人、その他の関係機関等との連携・協力が必要です。知事部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学等とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用した積極的な連携を図ります。

4 市町村との連携・協力

公立小中学校、義務教育学校は、各市町村教育委員会が所管しております。また、社会教育や生涯学習に関する取組は、各市町村との連携・協力が不可欠であるなど、市町村の果たす役割は大きいものとなっています。

これまでも、お互いの役割分担のもと、県と市町村が一体となって教育行政を推進してきたところですが、今後も、お互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、連携・協力を図ります。

5 国との連携・協力

教育における国と地方との役割等について、教育基本法第16条第1項では、「教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」と規定されています。

また、教育における国の役割については、同条第2項で、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。」と規定され、また、同条第3項で、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。」と規定されています。

これまでも、国と連携・協力しながら、教育行政に取り組んできたところですが、今後もより一層の連携・協力を図ります。

6 ICTの効果的活用

これからの社会においては、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）、メタバース活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠です。

1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務の情報化の推進、ICT支援員の配置、教職員のICT活用指導力の向上等、GIGAスクール構想を更に推進していきます。

7 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックを行い、施策に反映していくことが不可欠です。このため、この計画の進捗状況について、毎年度、学識経験者等の意見を聞くなどの方法により、点検・評価を行い、その結果について、広く県民に公表します。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中においても見直しを行い、改訂します。